

令和4年第4回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和4年12月8日(木曜日)

1. 応招(出席)議員は次のとおりである。

1番 斎藤 信一	2番 渡邊 啓子	3番 菊地 厚徳
4番 本多 保夫	5番 松本 昇	6番 佐原 佐百合
7番 鈴木 康広	8番 武田 悦子	9番 佐原 吉太郎
10番 須藤 軍蔵	11番 押山 義則	12番 菊地 利勝

2. 不応招(欠席)議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山 利一	副 村 長	武田 正男
教 育 長	渡辺 敏弘	総務部長 兼総務課長	押山 正弘
住民福祉部長	作田 純一	産業建設部長	菅野 昭裕
政策推進課長	鈴木 真一	税務課長	菊地 健
住民生活課長	安田 春好	健康福祉課長	後藤 隆
産業課長	藤田 良男	建設課長	杉原 仁
環境保全課長	伊藤 寿夫	会計管理者 兼出納室長	菊地 美和
教育総務課長	橋本 哲夫	生涯学習課長	渡辺 雅彦
農業委員会 事務局 長	神野藤 浩和		

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、安田敏、鈴木裕也

一般質問者目次

1.	2番	渡邊 啓子	P. 24～
2.	11番	押山 義則	P. 33～
3.	8番	武田 悦子	P. 42～
4.	7番	鈴木 康広	P. 54～
5.	5番	松本 昇	P. 61～
6.	10番	須藤 軍蔵	P. 69～
7.	6番	佐原 佐百合	P. 78～

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。ご苦勞さまでございます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、会計管理者兼出納室長、菊地美和君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 本日、傍聴に、後藤寅一さんほか4名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

2番渡邊啓子君より通告がありました「越境樹木の注意喚起を」ほか1件の質問を許します。2番。

○2番（渡邊啓子） おはようございます。

2番渡邊啓子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般質問を行います。

初めに、隣の土地から境界線を越えてきた樹木についての質問です。

令和3年4月に改正民法第233条竹木の枝の切除及び根の切取りが公布され、令和5年4月から施行される運びになっております。民法第233条の改正点を村民の皆さんにお知らせすることが必要であると考え、幾つか質問いたします。

まず、隣の家の木の枝が伸びて敷地内に入ってきて困っているというような相談や苦情が村に寄せられることはあるのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 2番議員さんにお答えいたします。

過去に樹木が敷地内に入っている相談を受けたことはございます。お互いに話し合っていたくようにお願いしたところではございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 過去に相談を受け、お互いに話し合ってもらったようにお願いしたことでした。相談や苦情がそんなに寄せられていないにしても、実際に困っている人はいるのではないかと思います。

さて、民法第233条の旧法と書きましたが、これは現行法のことです。現行法で

は、「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者にその枝を切除させることができる」とあります。これに対して、改正法では第2項と第3項が新たに加われました。第2項として、「前項の場合において竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる」、また、第3項として、「第1項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。三 急迫の事情があるとき」という項目が改正法には加われました。「隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる」。これは現行法、改正法とも同じです。

つまり、現行法では隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、竹木の所有者にその枝を切除させることができる旨の規定するのみであり、切除を要求したにもかかわらずこれに応じない場合などについての対応等は何ら定めがありませんでした。

これに対して、改正法では、枝の切除をするよう催告したが竹木の所有者が相当の期間内に切除しないときや、竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき、急迫の事情があるときにおいては、土地の所有者が隣地の竹木の枝を自ら切り取ることができるという規定が設けられました。

また、竹木が複数人の共有である場合においても、各共有人は単独で枝を切り取ることができることとされました。

なお、根の切取りに関する規定は法が改まったのみで従前のままです。

樹木の枝は、切ってもいずれまた伸びるわけですが、1度切ってもらっても数年たってまた枝が伸びてきた、切ってくれとは何度も言いにくい。また、隣の家の木の枝が伸びてきて敷地に入ってきたため、大量の落ち葉が屋根に落ち、腐敗した落ち葉により屋根の劣化に影響したり、雨どいが詰まってしまったりという被害が出る場合もあると思います。越境している側が意識をしていないままに迷惑を感じさせてしまっているケースもあるのではないかと思います。

そこで、これらの改正点を広報紙や村のホームページ等で周知するなど、越境樹木の注意喚起を促すことが必要ではないでしょうか。村の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 2番議員さんにお答えいたします。

ご指摘のとおり、これまで隣地の竹木の枝が境界を越えている場合、切除できるのは竹木の所有者のみでしたが、今般の法改正で隣地の土地所有者も一定の条件を満たせば切除することができるようになりました。法が改正され、施行されることに伴いまして、当事者間で誤解が生じることがないように十分に周知してまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） ありがとうございます。

この民法改正により、隣家からクレームが入りやすくなるかもしれません。もしもクレームが入った場合、早急に対処しないと隣家に枝を切られる、費用を請求される、良好な近所づきあいができなくなるなどが予想されます。そうならないためにも敷地内の竹木に関する自己管理をしっかりとしていただけるよう周知のほうをよろしくお願いいたします。

次に、道路上に枝が張り出している樹木についてですが、持ち主が気づいていないままに宅配便などの大型車両が通行する際に、道路に覆いかぶさるように張り出した枝が屋根に接触していることが見受けられます。このような場合、道路パトロール時に村で把握して所有者に枝の切除を求める、または支障木として村で枝を切除することは可能なのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

道路パトロールや住民の方々からの通報、情報等によりまして把握いたしました道路に張り出している樹木など、道路の通行に危険を生じさせている樹木の伐採等につきましては、ただいま議員ご指摘のように所有者が行うのは原則でありますけれども、車両や歩行者の安全を確保するため、所有者の承諾を得た上で道路管理者である村が伐採措置を現在行っているところでございます。

私有地から道路に張り出している枝葉が原因で、通行中の歩行者あるいは車両が損傷するような事故が発生した場合、その竹木の所有者の方が責任を問われるということもございますので、村といたしましても所有者に適切な管理をいただくように周知してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 既に村としても適切な対応をされているということで安心しました。

自然豊かな大玉村、敷地内の竹木の自己管理を促すよう周知徹底を再度お願いして、次の質問に移ります。

稲作農業の今後の展望と施策について伺います。

今年もまた大玉村産のおいしい新米が食べられることに本当に幸せを感じています。先月、福島県町村議会議長会と大玉村議会主催による地方自治研究交流セミナーを議会で受講しました。福島大学副学長で食農学類教授の新田洋司先生と福島大学食農学類准教授である渡邊芳倫先生の大玉村の米の品質、食味の特徴や水田土壌の特徴について、過去3年間の分析結果を教えてくださいました。

それによりますと、分析した8か所全てにおいて、大玉産の米は炊飯した場合、柔らかさ、弾力、粘り、滑らかさをもたらず構造になっており、高品質、良食味米であると評価されました。このように、どの地域も毎年平均しておいしい米が取れる地域は珍しいとのことでした。

本村の基幹産業である農業振興について、特に稲作農業の現状はますます厳しい状況にあります。米価下落は生産意欲低下に拍車をかけます。農業従事者の高齢化、後

継者不足、耕作放棄地の解消など、大きな課題が山積しています。農業振興公社にかける期待は大きいものがあります。どのようなかじ取りをしていくのか、今後の展望と施策について伺います。

最初に、農業従事者の高齢化に対応する政策をどのように考えているのかを伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

農業従事者の高齢化による離農あるいは担い手不足、こういったものに対応し、将来に向けて農地の保全、担い手の確保を図るということは、現在でも認定農業者あるいは大規模な法人等を中心に対応をしていただいているところでございますけれども、今後ますますそれらが加速する場合を想定いたしますと、これら認定農業者や大規模な法人のみに頼るものではなく、中小規模の兼業農家あるいは新規就農者、また半農半Xというような多様な経営体をも対象にした取組が重要になってくるというふうに考えてございます。

さらに、農地の保全、営農の継続には、地域あるいは集落ぐるみで取り組む、こういった仕組みも必要になってくるというふうに考えてございます。これらにつきましては、集落での話し合いを通じて取組を行っていく、人・農地プランの進化系であります地域の未来への設計図となります地域計画の策定に向けて、これら話し合い等の取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。これらの実施につきましては、農業委員会あるいは農業振興公社、こういった関係団体、機関等とも連携をしながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 地域計画により多様な取り組みを考えていくとのご説明を受けました。

農業振興公社の事前説明会にも参加させていただきましたが、説明会では一部農作業の受委託に関する取り組みということで、現役農家の作業軽減、効率化を目的に農作業の受託業務を積極的に取り組みますという説明がございました。そして、農作業ができる人を年度内にある程度まとめてデータ化し、来春から対応を目指すとのことでした。このデータ化による農作業の受委託業務ですが、果たしてうまくいくのかなという疑問が残ります。

まず農作業ができる人のデータ化、これは本人による登録制になるのかなと思いますが、農業経験者でも未経験者でもよいのか。もし現役農家の方が自分の家の農作業をやり、その余力で受託作業を行う場合などもあるのではないかと思います。田植えにしても稲刈りにしても、大体同じ時期に作業をすることになるのではないのでしょうか。その辺のところをどのように考えておられるのかをお伺いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

農作業受委託における登録制度の展望でありますけれども、まずは現時点におきましては、認定農業者の方々に、今どの時期にどういう作業ができるのか、余力があるのか、そういったことをまず聞かせていただいて、その後、そこから広げていきたいなというふうに考えてございます。議員ご指摘のように、農作業、どうしても一定期間に集中する作業というものがございまして、これらの調整も含めて、しからばどういった方々が担えばいいのかの検討も含めて、そのような調整を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 村では新規就農者の育成を進めようとしていますが、具体的にどのような支援をしていく考えなのかをお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

新規就農者育成に対する支援につきましては、現在は国における支援体制制度が中心となっております。経営発展支援事業、あるいは資金面等支援としては経営開始資金、就農準備資金等がございまして、また、県の事業といたしましては、地域を支える新たな農業者等確保総合事業ということで、新規就農者のサポート組織の活動支援等も設けられているところでございます。

村では、新規就農者からの相談が寄せられた場合、県、村、農業委員会、農業振興公社、JA等関係機関が一体となりまして、どこに相談が寄せられても、その情報を共有して、新規就農者に対します支援制度についての情報提供を行っているところでございます。

その上で、新規就農者の希望、それぞれでございまして、そういった希望に沿う補助支援制度について紹介をしたり、雇用の就農先の検討あるいは営農相談、農地についての情報提供、こういったものを行っているところでありまして、新規就農に対する不安の解消には支援を行っているところでございます。

今後の考え方といたしましては、地域おこし協力隊制度の活用、あるいは事業継承型の新規就農、こういったものについても推進してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 新規就農者への支援、県、村、JAで情報収集して、情報を共有して新規就農者の不安を解消していく、いろいろな策を考えておられることが分かりました。

説明会の中で、今のお話にもありましたが、地域おこし協力隊の方に地域協力活動を行ってもらい、給料を支払いながら研修を積んでいただき、最終的には本村で就農できるようにしていくというお話がありました。これだとうまくいっても1年に1人か2人くらいだなと思うのですが、有効な方法だとは思いますが、農業を辞める人が

多ければ、それだけでは間に合わないと感じております。その辺はどのように考えますか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 新規就農者の誘致、そして育成というのは、現在抱えております高齢化等による離農者の増加、それから遊休農地増加の手段の一つというふうに考えてございます。その他の政策等も含めて総合的に実施をしていくというふうな考え方でございます。新規就農者の地域おこし協力隊については、スタートアップ時の不安解消という点では大きなメリットがあるというふうに考えておりますので、これらの制度を活用して、まず生活基盤を整え、その上で農業に対する勉強を行い、研修を進め、その上でしっかりと大玉村に根づいていただく、こういった目的を持って進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） ありがとうございます。

次に、耕作放棄地とならないような対策及び耕作放棄地の利活用についてはどのように考えておられるのかを伺います。

○議長（菊地利勝） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） 2番議員さんにお答えいたします。

耕作放棄地にならないための対策としましては、自らが営農できなくなった場合につきまして、地域内や圃場の隣接する耕作者などに借り手がいないかを探していただきまして、農業委員会において農地利用集積計画の作成をしております。

また、農地中間管理機構を介しまして借り手と契約を交わすという、2つの方法で担い手の確保を図ってございます。

今後につきましては、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されまして、農地中間管理機構による農地の貸借等を促進するということになってまいります。

また、既に遊休農地化している農地につきましては、農地所有者に農地利用意向調査を年度1回行っておりまして、中山間地域を含めて耕作しなくとも保全管理の徹底を促しているところであり、管理コストを削減する方法としましては、景観作物の作付などを提案しているところでございます。

また、やむを得ず山林化してしまったという農地につきましては、御本人から同意をいただきまして、職権による地目変更登記を行いまして、農地から外すという手続などを行ってございます。そうやって遊休農地の解消に努めているところでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 詳細なご説明をありがとうございました。

私としては、家庭菜園として貸し出す仕組みを早急に始めるべきではないかと考え

ております。と申しますのは、村民からそのような要望もありますし、昨年の村民の声を聴く会でも、子育て中の若いお母さんから、そういう遊休農地を貸していただければ農業体験、子どもと一緒にできるというような意見もありました。

現在、子育て世代には特に食の安全に対する考え方が広まっており、農業に興味を持つ方も増えております。そのような身近なところから親子で農業体験、ちょっとでもできることで農業に関心を持つ方が増えていけばいいのかなと思います。

私のおじが埼玉県にありますが、やはり市で毎年抽せんで希望者に畑を貸し出すことをやっております。それで、今年は申し込んだけれども当たるかな、どうかなみたいな楽しみにしております、今年も当たったから、今年は何の野菜を作ろうかななんていうことを電話で話すこともあります。

遊休農地をそのように家庭菜園的に貸し出す、そのことについてはどのようにお考えですか。お伺いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

遊休農地に限らず、農地を持たない住民の方々が増えているという現状からして、そういった家庭菜園的なもの、そういうものが必要になってくるという、需要は高まってくるのではないかとというふうに考えてございます。

今後、それらの利用に対応するため、農地法、それから関係法令等を参酌しながら、どのような形で実現が可能なのかどうか、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） ぜひ実現の方向で検討していただきたいと思います。

農業振興公社が設立されてから、何らかの相談は何件くらいあったのかをお伺いします。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 2番議員さんにお答えいたします。

大玉村農業振興公社、設立しました4月1日以降に受けた相談件数につきましては、大きなもので9件でございます。詳細につきましては、土地集積関係が4件が一番多かったです。その他、新規就農に関するものが1件、また、営農相談に関するものが1件と、その他の事項ということで3件、合わせて9件でございます。

このほか、口頭での軽微な相談、また、作業受託等の対応等、実績は多数ございます。ただ、その都度シルバー人材センターとの調整などにより解決しておるため、記録にはとどめていなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 農業振興公社は気軽に相談できる窓口であるということをもっと村民の皆さんにお知らせすることが必要だと思います。

稲作農業では苗作りがまず重要になってきますが、育苗に関する相談などは今の中にはなかったように思います。説明会での資料の事業内容には苗の生産、販売等の育苗事業とあります。この事業の見通しは順調なのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

農業振興公社における水稻の育苗事業というお尋ねでございますけれども、育苗事業につきましては、現在、玉井育苗センターというところでJAのほうで取り組んでいる事業でございます。これらの扱いにつきましては、令和5年、6年度をめどにJAさんで継続をしていくというふうなめどが示されてございます。これらについては、議員ご指摘のように本村の水稻農業を支える重要な事項でございますので、JAと引き続き協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） JAとの継続した検討、よろしくをお願いします。

さて、農林水産省では、みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地オーガニックビレッジの創出に取り組む市町村の支援を行っています。令和3年5月に策定したみどりの食料システム戦略において、2025年までに100市町村でオーガニックビレッジを創出することとしており、2030年までに全国の1割以上の市町村でオーガニックビレッジを宣言、2050年までに有機農業の取組面積を耕作面積の25%に当たる100万ヘクタールまで広げる目標を掲げています。令和4年度は全国55の市町村で有機農業の拡大に向けた取り組みが開始されました。

12月8日、本日は有機農業の日であるそうで、本日の午後1時半からZoomによるオーガニックビレッジ全国集会が開催されることになっています。学校給食への有機農産物活用に関する取り組みなども発表されるようです。

福島県内では二本松市のみが名のりを上げていますが、各地で動きのあるオーガニックビレッジへの参入は本村でも検討されているのでしょうか。これ、通告書にない内容なんです。もし分かる範囲でお答えいただければお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

オーガニックビレッジを含む有機農業への取り組みでございますけれども、一口に有機農業といいましても様々な形態もございますし、またそれに対する作目、それから品目によつての課題も多うございます。

したがいまして、本村といたしましては、今後、それらの実現に向けた資料収集も含めて検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 今後ぜひともご検討をいただきたいと思っております。

松川町では農業の新しい働き方確立の支援として、「農業はスポーツだ」をキャッチフレーズに、いつでも、どこでも、だれでもアグリ支援システムを構築し、新たな農業プレーヤーを創出することを目的として、農業とスポーツを組み合わせ課題を解決する福島まっかわ農スポ協議会を立ち上げています。地域の農家が1日単位で農業アルバイトを募集するスマートフォンアプリの運用を始めました。アルバイトで報酬を得ながら農業体験が可能になり、農家も助かる仕組みです。農家出身でなくても、農業に触れることで興味が深まり、学生にとっては卒業後の進路を決める上での選択肢の一つに加わる可能性もあるのではないのでしょうか。

また、スポーツメーカーのアシックスでも、農業は身体への負担が大きく十分なトレーニングになるということに目をつけて、アグリスポーツとして農業と運動の取り組みに可能性を見いだしています。農業を運動と捉えスポーツ化することで、労働力不足や担い手の減少という課題を解決しようとしています。「農業はスポーツ」という考え方は若者にも受け入れられやすいのではないのでしょうか。農業振興公社を中心としながら、本村でも時流に合った農業振興の在り方を模索していくときだと思えます。

最後に、村長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 2番議員さんにお答えします。

農業とスポーツの関連というのも今お話がありました。私も1反歩ほど畑をやっていますので、私が言っているのはちょっと言葉がどうか分からないですが、エクササイズという運動のことがありますけれども、私は百姓エクササイズというふうにはほかの人にも言っているんですね。農業は昔は過労になって体を壊すような大変な重労働だというイメージがありますけれども、私は、職業としてやる場合と趣味としてやる場合はまるで違いますが、特に趣味でやる場合にはエクササイズになると、運動になるというふうに考えていますので、百姓エクササイズということで、通常のスポーツと同じように体を鍛えるのには非常に有効だというふうに考えていますので。

ただ、職業としての農業、機械化されていますから昔とは違いますが、やはり運動には、スポーツと言えるかどうか分かりませんが、体にはそう負荷をかけなければ有効なものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） ありがとうございます。

大玉村独自の百姓エクササイズ、この言葉が非常に私気に入りましたので、この方向、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

せっかくおいしい米の生産に適している本村の農業が衰退することのないよう期待を込めて、以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、2番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前10時50分といたします。

(午前10時34分)

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

(午前10時50分)

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 11番押山義則君より通告がありました「農福連携の取り組みを伺う」ほか1件の質問を許します。11番。

○11番（押山義則） 議長の許可をいただきまして、通告した内容で12月議会一般質問を行います。

「農福連携の取り組みを伺う」として質問を設定いたしました。今年度の企画担当の予算で農福連携推進事業業務委託事業として計上されております。事業の基本構想の下、仮称でありますがおおたま再エネ・アグリパーク構想と題して事業展開されていると理解しております。12月の行政報告でも検討委員会を開催し、検討を進めているとの報告がございました。そこで、改めて推進事業のビジョンを伺うとともに、事業の具体的な進め方、方向性について確認申し上げます。

まず初めに、9月初旬に「再エネ・アグリパーク基本構想の受託候補者を決定、横堀平地区3.4ヘクタールを創エネ＋農業＋福祉の場へ」と村ホームページにありましたが、公募型プロポーザルを進めた結果を伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

今回、公募型プロポーザルを進めましたその結果につきましてご報告を申し上げます。

まず、本年7月8日から同月22日までの期間でプロポーザルの公募を実施いたしました。この期間中に、日本工営都市空間・日本工営設計共同体の1者からの参加表明がございました。

次に、この公募を受けまして、8月8日を企画提案書の提出期限と設定をしまして、日本工営都市空間・日本工営設計共同体より提出されました書類審査を実施いたしました。

また、同月26日に二次審査でありますヒアリング審査を実施したところでございます。この審査の結果を受けまして、日本工営都市空間・日本工営設計共同体から提出されました企画提案書を適当というふうに認めまして、9月1日に日本工営都市空間・日本工営設計共同体を契約候補者に決定をしたところでございます。

さらに、同月8日に見積り合わせを実施しまして、同日付で同共同体を相手方とする業務委託契約を締結したところでございます。

一連の結果につきましては、以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 今の報告で日本工営何がしを契約相手として業務委託を締結した

ということでございます。

現在での進捗状況も併せて伺いたいんでありますが、このプロポーザルを進めた結果での業界での反応とかそういうものは、1者のみということで大変さみしいんでありますが、その辺の状況はどのように捉えておられますか。これほど関心が薄いというような捉え方なんでしょうか。その辺の村としての反応、どういうふうに捉えておられるのか確認しておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

今ほど11議員さんのご質問ですと、1者しか関心がなかったのかというお話でございますけれども、今回村のほうで構想を樹立しております現在の作業につきましては、再エネパーク、再生可能エネルギーを活用した農福連携ということで、複合的な取り組みでございます。例えば農福連携事業だけ、再生可能エネルギーだけ、単独、それぞれ事業の取り組みであれば、かなりの企業が参加する意欲は持っているというふうには思っておりますが、それを併せ持った今回の基本構想策定でございますので、なかなか企業のほうの対応が難しかったのではないかとというふうには思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） もうこのプロポーザル、公募型プロポーザルということですが、この利点をどういうふうに理解されているのか、結局そのほかの方法としては別な方法はなかったのか、その辺も確認しておきたいんですが。プロポーザルの利点をどのように理解しておられるか、まずそれを1点確認。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

契約の方式、入札の方式、いろいろございます。指名競争入札、一般競争入札、それぞれございますけれども、今回採用させていただきましたプロポーザルにつきましては、村があらかじめ設計等を組んで入札方式で実施するものではなくて、あくまでも村が大まかな要綱によって、こういったことをしたいよと、これについてそれぞれの企業が独自の提案を持って参加をいただくという方式がプロポーザルの方式でございます。

これによって、知識を持った企業からの提案、これが最もいい、ふさわしい、今回入札方式ではないかということで採用に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） この（仮称）おおたま再エネ・アグリパーク構想、これ大変立派なんですね。これだけのものがもう既にできている。そして、実際はこれからやっていくのには、例えば、必要なのは県・国の補助を見つけないか、そういうものが肝要なのかなと私は感じるんでありますが、今言った形で、利点というか、この成果を踏

まえて利点というものはどのように捉えておられるのでしょうか、このプロポーザルの。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

プロポーザルの利点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、村が一方的に計画といいますか、樹立をしてそれを推し進めるということではなくて、企業の持っている知識・経験、そういったものによって、大玉村の今の計画はこういうふうに進めてはどうかというふうな提案をいただきながら、そこを村が修正しながら事業を組み立てていくというところが利点ではないかと。これは企業にとっては、知識・経験を持った技術者というのが当然配置になりますので、そういった豊富な経験を構想の中に取り込んでいくというところが最大の利点ではないかというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 私は現実的に考えるものですから、結局こういう形を取らなければ県の補助とか国の補助がスムーズにいかないとか、そういう意味の必要性からこういう方法が一番いいんだというような、そういう捉え方なのかなと私は思ったんですが、そのあたりはどういうふうに捉えますか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんに再度お答えをいたします。

あくまでも補助であったり助成金、こういったものを有利に頂けるために構想を立てる、確かにその一つの手法ではございます。

ただ、村が大前提に持っている、どういうものをつくり上げたいという考えは当然、村長以下職員のほうも持っております。それをまずは専門的な知識を持った企業からの提案をいただいて、そこで、先ほど申し上げましたとおり、村がそこを修正しながらいいものにつくり上げていくと。その中では当然、企業であります今回の共同体のほうでも、こういうことをすればこういう有利な、例えば国の制度、県の制度、助成を受けられますよというふうなアドバイスも当然出てまいりますので、全く補助に合致しないというふうな構想には当然なり得ないというふうには私どもでは思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

気難しいことを申し上げて申し訳なかったですが、結局、一番現実的な中身を伺いたかったものですから。

それから、もう一点、大変難しいことを伺います。

再エネ・アグリパークの冒頭の「はじめに」の中で「Society5.0 時代に対応したスマート農業に挑戦」と言っておられます。Society5.0、一番は Society5.0 自体へ

の理解について伺いたいんでありますが、この Society5.0 というのをホームページなんかで調べますと、日本が提唱する未来社会のコンセプト、科学技術基本法に基づき5年ごとに改定されている科学技術基本計画の第5期のキャッチフレーズとあります。

私の感じでは、これまでというか今の社会、情報社会と言われております。これ、いわゆる今の社会が Society4.0 なんだそうでございます。ただ、現実にはこの Society4.0 の情報社会、それぞれの分野、今、日本の国内、連携が不十分で政策の失敗で今日の少子高齢化や情報の過疎化が生じたとか、さらに現代の円安とか、物価高、コロナ禍による不安定な社会状況の中で。

それで私が言いたいのは、Society4.0 の反省、対策のないままでこの Society5.0 の時代に向かって、そして大玉村はこの取り組みに入っていく。この施策展開は必要なんだと思いますが、ただ、私ら議員からすれば、未知の世界に入っていく不安があります。Society4.0 の説明もない、ろくに理解もしていない、そして5.0、それは何ぞやと。私の年代ゆえに感じるのかもしれませんが、ただ、確かなのは、この国の一部の社会構造がもう既に5.0の中に入っていて、イノベーションされている。例えば自動運転とか、今のスマート農業、さらにこういったロボット農業なんかの世界がそうなんだと思いますが。

つまり、私が言いたい、伺いたいのは、大玉村がそこに踏み込む状況にあるのか。下地ができつつあるのかと、そういうことに疑問を感じるんであります。まず何から始めるのか、どのように村民に伝えていくのかということがこれは難しい観点なんです。私、私が今ここで改めて聞きたいのは、Society5.0 の認識を皆さんがどのように捉えて、そして今後事業を進めていくのか。その Society5.0 の認識、できればこれを担当する企画とか財政とか、農政とか福祉、それから環境保全、それから観光、それから教育ですか、それぞれの担当に伺いたいんでありますが、通告は企画のほうにしか行っておりませんので、代表してこの Society5.0 に対する認識を企画の方がどういう理解でおられるのかお答えいただければと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えします。

それはプロジェクトチームが検討したものです。職員がそれを、先ほど言ったように、全部から、福祉も教育も含めて職員が集まって、そのたたき台をプロジェクトとしてつくったと。ですから、それをそのまま実現するのではなくて、それは実現可能性のあるものも実現ができないものも含めて、プロポーザルで選ばれた業者に、実際基本構想としてどれが補助対象になったりならなかったり、総合的にやっていただく。ですから、プロポーザルで選んだ業者は基本構想づくりということですので、それは固まった段階で設計とか施工に入っていくと。ですから、通常の事業の前段階なんです。準備段階です、これは。

今の5.0については、職員の、この施設が今後村の先行きのそういう先進的なものになってほしいという、なるものだという職員の意気込みがその言葉に表れておりま

すので、細部については、これからそれをどういうふうに基本構想に反映していくかということになろうと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 答弁ありがとうございました。

確かに私もどうやって答えていいかわからない、これは大変、みんなに聞くのは失礼かなと思って、できれば代表にだけ聞きたいと思ったんであります。

ただ、この構想は、そのものはすごくすばらしい、内容も充実していると思っております。そういった意味から、今回私は質問の設定をしたわけではありますが、2番目の質問に入ります。

あくまでもこの構想からの質問なのですが、施設整備のイメージからエネルギーパーク構想とか再エネゾーン、それから農業実証ゾーン、それから農業体験ゾーン、それらの整備等、大変広大な整備計画であります。この実現、実現してほしいわけですが、施設整備の内容にもよりますが、この中にも書かれておりますが、大変な事業費が予想されます。そのことは先ほども申し上げましたが、国や県の補助、さらには民間企業、産・官・学の連携が大変重要なんであります。そのあたりを踏まえまして、今後の事業展開とか日程とか、年次計画など、その辺はどのように捉えておられるのか、何から始め、どう続けていかれるんだか、その辺、具体的に伺いたいんであります。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

今議員ご指摘のように、この壮大な広範囲にわたる事業ですので、通常の建物建設のようにスケジュールで動くのはなかなか難しいというふうに考えております。ですから、一遍にこの構想を1年で実現するのは多分不可能だと思いますので、取り組むべきものについて順次取り組んでいくというふうになります。

それからあと、補助金については、これは構想ができた時点で国のほうにそっくり持ち込んで、一括補助をやってくれないかという要望はしたいと思っております、強力に。この事業全体、先駆的な先進的な事例として一括補助していただけないかという努力をして。それが難しければ、それぞれ再エネの補助、それから農業補助、福祉の関係の障害者雇用の補助等を組み合わせて、できるところから進んでいくということになると思います。

そういうことも含めて、このコンサルに計画をしていただくと。この事業については、こういう補助が個別にありますよというようなことをお願いをしておりますので、調べていただくと。

それから風力発電については、大学がいろいろありますので、でっかいものじゃなくて、子どもたちが学習できるようないろんなものがありますので、そういう大学の個別のものの交渉もしていただくことになっておりますので、かなり広範囲にわたると。

今年度に一応基本構想を出していただいて、来年度はさらに、随意契約になると思いますが、コンサルの経費は計上したいと思っています。ということは、その構想をもって、収支バランスは多分再生可能エネルギーのほうは黒字になることはないだろうと。学習施設として考えた場合は。

ですから、そういうものの、それから障害者雇用についてもできるだけしっかりとやるために、企業版のふるさと納税で各企業を、多くの企業を訪問して、施設運営に対するふるさと納税のお願いをして歩く予定でおります。これ、来年1年かけてやろうと思っています。

既に富士ピー・エス、大玉の工場のある富士ピー・エスについては協力を要請し、金額等についてはこれから詰めますが、了解をいただいているというようなこともありますので、そういう面も含めて来年1年間しっかりとした、そして企業訪問したりお願いすると、国に持っていくと、当然ここを修正してくれとか、ここはもう少し詰めてくれとかというお話が出ますので、やはり来年も基本構想の第2弾と、細部について必要になってくるだろうというふうに考えています。それを受けて、再来年に事業化を図るのかどうかということに決定をしていくと。

ですから、収支はやはりしっかりと考えなきゃいけないと。あまり持ち出しが大きくなって、幾ら福祉関係だ、エネルギーの教育だといっても、財政的負担になったんでは困りますので、そういうことも含めて計画をしていくということですので。今スケジュールで何年に何をします、何年に何をしますということはちょっとイメージできない状態です。ただ、来年は今言ったようなことでしっかりと対応していきたいなと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 丁寧な説明、ありがとうございました。

ぜひともバランスの取れた事業展開をお願いしたいと思います。

この12月の補正で、この計画地の隣地、これは1万8,000平米余りの分収林地域の払い下げのための植樹の委託費が計上されておられます。この事業との関係性を何うとともに、その必要性、この構想実現のためと理解すべきなのか、その辺を改めて伺っておきます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

先ほどからの、現在の村の所有地につきましては、3.4ヘクタールというふうにご理解をいただいているかと思えます。今回、12月補正予算におきましては、南側、百日川沿いに沿ったひよろ長い土地でございますけれども、これにつきましては、林野庁との協議の前段である設計ですか、これらの費用を取らせていただきました。

今後の利活用につきましては、当然併せた形で活用を進めていきたいというふうには考えておりますけれども、1.8ヘクタール全てを取り込むということになるかは、今後の事業依頼の設定等によりますので、今現在、1.8ヘクタール全てというふう

には申し上げられませんが、今後、構想樹立の中で、農福連携施設の事業エリアを設定した上で活用を図っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 確におっしゃるとおり、今回の事業展開の中で、川の隣地でありますから、水力発電とかそういうものをするには絶対不可欠な土地なんだと思っています。ぜひそういう形で有効活用して、この事業展開の成功に結びつくように捉えていただきたいと思います。

総務文教委員会の報告でも、有効な財政の確保、自立運営できる仕組みづくり、さらには住民の理解を得て事業を進められたいとの報告がございました。その辺も含めまして、しっかり住民の理解、私は特に住民の理解をしっかり得られるような施策展開を願いたいと思っております。

ちょっと話は変わりますが、このたびの議員研修で山形県での農福連携事例を調査、研修してまいりました。大玉村が構想している内容とは程遠い環境での運営でしたが、共生社会、言葉で言うと簡単なことなんです、共生社会、それを目指した真摯に取り組む姿勢に感動してまいりました。

しかし、現実には難しさを感じたのも本音でございます。特に、農福連携では人材の発掘、それから組織の育成、最も大きな最重要課題と捉えました。大玉村、ソフト面では村づくり株式会社や農業振興公社など関係機関の協力は大きく期待されるんですが、今後さらに民間事業者の参画とか、今、先ほど村長からもちょっとお話がございましたが、そういった産・官・学連携の実践の場として、ぜひ実現を目指してほしいと。これは私の思いであります。

とにかく、これはすばらしい構想で職員から立ち上がったものであります。夢で終わらせない。村長はじめ職員の皆さんの意気込みに期待申し上げたいと思っております。

次の質問に入ります。

全国瞬時警報システム、Jアラートということだと思っておりますが、それへの対応について伺います。

先日、新潟県を旅行中、早朝でありましたがJアラートによる北朝鮮からの弾道ミサイル通過の可能性との緊急速報がございました。ただ、まちの中は至って静かで、ただ、テレビや報道などで列車は緊急ストップ、新幹線も併せて。それから飛行場も取りあえず閉鎖。ただ、その町と同じ地域で観光バスは平然と歩いている。ケーブルカーも通常運転。対応がまちまちで、非常に違和感を感じました。災害に備える、日頃からの備えをうたっておられるんですが、防災無線や携帯電話などにも配信される状況。今まではメッセージが流れたら落ち着いて直ちに以下の行動を取ってください。近くの建物、できれば頑丈な建物の中や地下に避難すると。近くに適当な建物がない場合は物影に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。これ、国からの指針であります。

これが弾道ミサイル落下での行動指針とはいささか寂しいんですが、この旅

の間中、ウクライナのニュースを耳にして、その現状を想像するとき、よくよく日本は平和な国なんだなと実感いたした次第でございます。

さて、改めて伺いたいんでありますが、村としてJアラートに対する対応、これは先頃の委員会の中でも、防災に関する調査の際も考えてくださいと私、申し上げたんでありますが、村民への周知と避難指示について、改めて取り組み、考え方を伺いたいんであります。

あとは、それからさらに教育委員会に、幼稚園とか小学校、中学校での児童生徒、また保護者に対する対応について、どのような対応状況を考えておられるのか、どういう指令が参っているのか、その辺を重ねて伺いたいんでありますが。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

村民への周知につきましては、現在、村のホームページにおいて、弾道ミサイルに対する対応についてということに掲載しまして周知を図っておりますが、Jアラートにつきましては、対応に時間的余裕がない事態が発生した際に、発信される緊急情報でありますので、住民の皆さんにはJアラート発信イコール避難指示の発令という認識を持っていただきたいということで、速やかに適切な行動を取っていただきますよう、今後とも防災無線などを通して周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

避難行動につきましては、どのような避難行動ということにつきましては、今ほど11番議員さんおっしゃったとおり、屋内での避難、屋外での避難、そういったところでございますので、それについても改めて周知してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

小中学校におきましては、文科省で作成します危機管理マニュアル作成の手引というものがございまして、それに基づき、危機等発生対応時対応対処要領、事故発生時の対応マニュアルというものを作成しております。これに基づきまして、Jアラートが起動、発信された場合において、児童生徒が身の安全を確保するために必要な行動などについて指導を行っております。また、子どもたちの行動方法や学校の対応について、保護者に対しましても周知し、共通理解に努めているところです。

最近の弾道ミサイルの発射、Jアラート発信を受けまして、村の校長会で危機管理体制及び対応マニュアルの確認を行いました。そして、各校におきまして、先生方への再確認及び児童生徒への指導を実施しております。

なお、幼稚園におきましても、小中学校に準じまして発信時における行動方法など、先生方で確認を行っているところでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 多分そういう答弁になるんだと思いますが、いずれ、あつてはならないことへの対応なんでありますが、NHKの「日曜討論」で、反撃能力の必要性、保有の是非をめぐって議論がございました。反撃能力の保有でインターネットでは自公合意、「なぜ必要なのか疑問」とそういう言葉はいっぱい上がっております。

ただ、現実にはJアラートによる緊急通報があります。それで国民の間でも保有賛成65%、驚くべき数字が上がっております。そして、最近のニュースだと北朝鮮、対北朝鮮、対中国、対ロシア。そして友好国であるはずの韓国、隣国の韓国でさえ竹島の不法占拠など大変きな臭い状態が続いている現実があります。

この前、ある福島県の政治団体でもなかったんですが、有識者の懇談会の中で、迎撃ミサイルの配置の可能性とか、そういうお話がございました。そして、その中で福島県の浜通りには大変、研究室と称して軍事産業に直結する工場や研究施設が誘致、そして立地されている。そういった意味で、攻撃対象の一番などと、そんな説明を聞いて、怖いなと感じたのでありますが、いたずらに住民への不安をかき立てることはよくありませんが、行政としてどう対応されるのか、これは検討の必要性は十分あるのではないかと感じております。Jアラートが慣れっ子になって狼少年のような存在になる、大変心配もでございます。

改めて大玉村、一自治体としてその姿勢が求められます。今日12月8日は真珠湾攻撃の日であります、そういった意味で、平和を願いつつ村長の考えるところを伺いたいんであります。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

Jアラートについては、本当に突然行われると。ただ、現実的にJアラートが鳴った頃にはもう通過していると、このまま通過もしないで途中で落ちたと、非常にその体制が脆弱だとか、脆弱なのか難しいのかということもありますので、村民はじめ国民は、あのJアラートの有効性について多分疑問を持っているんだろうというふうに感じておりますので、まずは国に対してその精度を高めてもらうことを願うところですが。

ただ、本当にこの前は福島県の上を通るという予想はなかったもので、鳴りましたけれども、それほど対応はしなかったんですが、精度の悪いミサイルだとどこに落ちるから分かりませんので、そういう心配は皆さんしていたんだろうというふうに感じていますが、先ほど来言いますように、鳴った頃には、過去のJアラートの結果を見ますと、本当に機能していないというのが現実ですので、まず国のほうでも随分反省をして、Jアラートについてはもう一度しっかりと対応するというふうなことも言っていますので、それに期待をしていきたいと。ただ、村民には事あるごとにその避難等についての考え方は周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございました。

とんでもない質問ではありますが、またやっぱり村としてこういう方針だけはしっかりしておく必要があるのかなと思っておりますので、質問させていただきました。

今回の一般質問は、農福連携を伺うとして、我が国、それから我が村が抱える農業問題の対策への難しさを、特に一視点にならないか、スマートインターの実現などとして観光の起爆剤、それから産業の発掘に結びつけられないものか、そのような観点から質問を申し上げました。そして、Jアラートの、この現実から平和への手段を考える思いから質問いたしました。

おおたま再エネ・アグリパーク構想、これは読めば読むほど大変すばらしい構想であります。見れば見るほどすごく期待感が私もあふれてまいります。夢で終わらせない、村長はじめ職員の皆さんの意気込み、これ重ねてご期待申し上げまして、また、Jアラートなど必要のない世界の実現を願って、令和4年、2022年の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、11番押山義則君の一般質問を打ち切ります。

8番武田悦子君より通告がありました「第8波を迎えた新型コロナウイルス感染症、物価高騰などへどう対応していくのか」ほか1件の質問を許します。8番。

○8番（武田悦子） 8番武田悦子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました2件について一般質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症、さらには物価高騰などへどう対応していくのかについて伺います。

新型コロナウイルス感染症は何度も感染拡大を繰り返し、第8波と呼ばれる拡大時期に突入しています。感染者の把握方法や報告方法、情報提供のシステムが変わり、身近でどのぐらい広がっているのか分からない状況にあります。感染対策の徹底と言われても、自身ができる対策はマスクの着用や消毒など、これまで行ってきたこと以外にはありません。一方では、経済を回すことも大切だといろいろな活動も再開されています。これも大切なことですが、不安を抱える人も多いのではないかと思います。

そこでまず、現在、村の状況はどのような状況にあるのか。幼稚園や高齢者施設での発生もあると聞いていますが、分かる範囲で現状を伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染者の把握につきましては、国・県の方針によりまして、本年9月29日から、それまでの全数把握から65歳以上の高齢者や妊婦、基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方等についてのみの把握に変更され、感染者数につきましては、中核市を除き各保健所管内に所在する医療機関で確認された人数の報告に基づく発表に変更されたところでございます。議員ご指摘のとおりでございます。

現在は、各市町村からの要望によりまして、65歳以上の高齢者や妊婦、基礎疾患

のある方など県が把握している感染者の情報から1週間遅れの情報ではありますが、毎週月曜日に前週確認分の報告というのをいただいているところでございます。

なお、9月27日から11月27日までの2か月間で本村では57人の方々の感染の報告ということで受けてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ありがとうございます。

現在、答えていただいた57人というのが、報告義務のある方のみが57人ということですので、村全体からすればかなりの人数に上っているのではないかというふうに推測されるのかなというふうに思っておりますが、この大変な状況の中、以前はコロナに感染をして自宅療養している方に対して食料支援というものが行われてまいりました。この食料支援については、現在はどうのような形で行われているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

食料支援につきましては、福島県の事業であります自宅療養者への食料等の支援ということで保健所が行うものであります。感染者の拡大に伴いまして、3日分の食材を保健所からの依頼によりまして村が代行して配達していたところでございますが、その事業につきましても、感染者の全数把握の終了とともに9月26日をもって終了となっております。村として新規感染者の情報が入手できないということがございますことから、食材支援はできない状況ということになってございます。

なお、村民の皆様へは、ホームページや広報等によりまして感染に備えて日頃より食料や生活必需品の備蓄を呼びかけているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 確かにどなたが感染しているか分からない中では配達もできないという現状も分かりますが、県のホームページによれば、症状がない方、症状が軽減した方、こういう方、食料品の買い出し、短時間でやっていいですよというように記載されております。しかしながら、この感染を拡大させないという観点からすれば、どうなのかなというふうにも思ってしまうし、さらに県のホームページには、県で行っている食料支援、必要な方は県に申し込めば届きますよと、届けますよというの也有りますが、この県で行っている食料支援、本当に必要なものが届くのかという疑問もあります。例えば乳児を持つ家庭、感染が急に判明して、紙おむつのストックもない、本当に誰も買いに行けない、このような状況。さらには、このおむつのことでは、介護になっている世帯でも同様のことが言えるのかなというふうにも思っています。

さらに、県のホームページ上では、南会津町で行っている事業も紹介されております。南会津町では、自宅療養している方を対象に食料品や日用品、希望する方には紙おむつや生理用品、粉ミルク、さらにはデジタル絵本といったものまで届けるという

仕組みが掲載されておりました。会津若松市でも買物代行を行う、そのような情報も県のホームページにはありました。

大玉村でもこれらの仕組みをつくれぬものか。このコロナ、すぐ終息するというめどはまだ立たない状況もありますので、どうなのかなというふうに思っております。村内にはアパートもたくさんあります。身近に支援をしていただける方がいない、そういう家庭もあると思います。コロナが始まって以来、職員の負担、かなり大きいものがありますが、これらの事業、役場の職員だけでなく、この際ですので社協にお願いをするなど、できる方法というのいろいろあるのかと思いますが、これらについてどのようにお考えなのか伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんにお答えします。

当然、制度として、感染して自宅療養の場合は3日分、県から来たものを職員が届けていました。4日目以降については、県の保健所のほうから直接送られてきたというのが従来の制度でした。それがなくなって、名前が分からないということもあって、そういう制度はできないだろうなというふうに考えておりましたが、今言ったようにやっている町村があるとすれば、職員がそれを全部届けるとか、あと本当に必要な方と、役場に言えばもらえるんだからもらうかといったときに、本当に対応できるのかという問題もありますので、やっている自治体のほうを少し調査をさせていただいて、可能かどうか検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 本当に家族中が感染して、小さい子どもを抱えて大変だったという状況もありますので、ぜひこの点は検討していただいて、実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

さらに、コロナに感染しているのかどうか、いつも不安が付きまっています。私は大丈夫なのか、でもどうしたら検査できるのか、そのような声を聞く機会がありません。

特に症状がない人でも検査すると陽性だった、そういう話も聞かれます。検査をしたくても検査キットが手に入らない、そういう状況が続いている中、村でも検査キットを配るというふうに今回の区長文書で既に配布になっておりますが、進学、就職に伴う移動をされる皆さん、さらには村民を対象にした配布、これら本当によかったなというふうに思っています。これまで何度も求めてきたことではありますが、なかなかこの検査キットそのものを十分備えることができないということから、子どもたちを中心というお話をずっと聞いてきたわけですが、今回、村民向けにもキットを配布できるというふうなことで、本当にありがたいなというふうに思っておりますが、この配布方法ですね、感染している人を対象に配布するわけではないのですが、車の中でドライブスルー方式でお待ちくださいと。なかなか、それこそ職員の負担が大きいのかなというふうに思って、このチラシを見せていただいたところなんですが、職員

の感染リスクというのももちろん回避しなければならないので、そういうこともあるかとは思いますが、もう少し簡易な配布方法というんですか、そういうのができなかったのかなというふうに思ったので、考えを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

職員のほうで先進事例を調べた結果、福島市、伊達市でやっていますが、福島市、伊達市等は完全防護で職員が、よくテレビに出てくるああいう検査をするような人がやるような防護服で実施していると。しかも接触を避けるような方法を取っているということで、それらと比べると、村が車で待機していただいて職員が持っていくというほうが負担が少ないというふうに、職員のほうで県と十分に協議した結果、こういう方法を取るというようにしました。

やはり職員の感染リスクを下げる、もしくは待機しているときにお互いに感染したりしないように車で待機していただくと。車のない方については、歩行で来た場合には、表で待ってくださいというわけにはいきませんので、できるだけ早くお渡しすると、玄関前でお渡しするということになろうと思いますが。

そういうお互いの、村の職員の保護、それから来た方の待機の利便性も含めて、そして症状のある方は除きます。ただ、濃厚接触者は含まれるので、これはやはり職員のリスクも避けなきゃいけないということもあるということで、そのような方法を取らせていただくことになりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 村長がおっしゃったことも十分理解はしますが、なかなか職員の皆さん大変だなというのが実感であります。

次に、このコロナに感染をし、後遺症に苦しんでいるという方がいらっしゃる、このような話も伺います。また、このコロナに感染して、症状が本当に大変な症状があっても入院できなかった。コロナ以外の病気で予定されていた手術があっても、先延ばしされてなかなか受けられない状況、このような状況もありますし、病院の職員、施設の職員などが感染して、新規の受入れ、入院であったり介護施設の受入れであったり、これらがストップしている、このようなところもあります。適切な医療を受けることができない状況、これが今生まれています。通常の医療をどう確保し、コロナ感染者に適切な医療をどう提供できるのか。村ができることにはもちろん限りがありますが、これらの皆さんの相談に対して、よく話を聞いて寄り添うこと、これらが村としてできる大きなことではないかと思います。

これらについて、現状を伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の後遺症に関しましては、ご指摘のように全国各地で後遺症事例が報告されているということは把握してございますが、本村におきましては、罹患後数週間せきや倦怠感が残ったというような話は聞いてはおりますが、後遺症と

思われる事例の報告というのは受けておりませんので、現在のところは把握してございません。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） どこまでを重篤な後遺症と見るかというのはそれぞれでございますが、今までも行ってきたように、十分皆さんの状況を把握しながら、対策を進めていただきたいというふうに思っております。

この医療の問題、これは国による病床削減、さらには医師育成の問題など、これまでの政策が今の状況をつくっているのではないかというふうに思っております。以前、保健所をまた二本松に戻せないか、そのような質問をいたしました。

先日、福井トシ子さんの講演を聞く機会をいただきました。その講演の中でも、看護協会としても地域の保健所などの重要性を国に求めているというお話ございました。それぞれの自治体の首長として、これまで以上に医療の確保について国・県に求めていくべきと思いますが、村長の考えを改めて伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

医療の逼迫ということで、これが問題になっているので、国のほうは法律を、要綱ですかね、変えて、今までは手挙げ方式だった医療機関の受入れを今度は半強制的に受入れをさせるというふうに改正をする検討を今やって、早急にこれをやりたいというふうに言っていますので、そうなれば劇的に受入れ態勢は整うだろうと。その分一般診療が滞るという悩み多いものがあるわけですが、コロナに関しては入院はしやすくなるというふうになると思います。

医療の逼迫は特に福島県がひどい状態で、原発事故で県内の医療従事者、特に医者で家族を持って小さい子がいる方たちは、もうほとんどかなりの人数が県外に出てしまったと、戻っていないという状況ですので、福島県はそういう面でも、県もしっかりと今何とかしようというふうにやっておりますが、我々としても、これはコロナとの関連性は薄いんですが、産婦人科がないというようなことも含めて、医療機関の充実についてはかねてより県・国に強く要望していますので、引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） この新型コロナウイルス感染症に加えて、ロシアのウクライナ侵略に端を発した様々なものの値上がり、本当に私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしております。全ての分野で値上がりをして、先日行われました商工会の運営懇談会、さらには畜産団体との懇談会の中でも、本当に大変な状況を出されました。このままでは経営が難しくなるのではないかと、農業を続けることができなくなるのではないかと、そのような深刻な状況も出されております。

村は様々な支援策講じておりますが、根本的な部分、いわゆる国の施策が変わらな

い限り焼け石に水、このような状況が続くのではないかというふうにも思います。

また、これらの物価高騰、貧困に拍車もかけております。子どもの貧困率 13.5%と言われております。7人の1人が貧困ラインを下回っております。これがひとり親世帯になりますと48.1%となり、半数の子どもが貧困状況にあると言われております。これら貧困対策、物価高騰対策として、村で現在どのようなことが行われているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

物価高騰に伴う経済対策につきまして、村では9月補正予算にて議決をいただきました物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業におきまして、65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯、身体・知的・精神障害等の障害者のいる世帯、ひとり親世帯等のうち令和4年度村民税非課税世帯を対象としまして、大玉村商業振興協働組合共通商品券を1世帯当たり1万円、366世帯に給付したところでございます。

なお、この事業につきましては県の補助を受けて実施しておりますが、県の補助基準の上限である7,000円に村独自に3,000円を上乗せして給付していると、村の対応でございます。

また、国の新型コロナウイルス感染症拡大及び電力、ガス、食料品等価格高騰に対応した緊急支援給付金につきましては、住民税均等割非課税世帯等を対象として、1世帯当たり5万円を給付するために、現在、対象者から支給要件等の確認書を提出いただくなど、年内の支給に向けて今手続を進めているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 村でも様々な支援策、行われておりますが、この間の物価高騰、これは自営業の皆さん、この皆さんにとってはより深刻ではないかというふうに思っております。やはり自営業の皆さん、この間何が大変、国保税の負担が大変なのではないかというふうに思います。この国保税、特に均等割、世帯人数に応じて課税されるわけでありまして、収入のない子どもにも同じく課税される。この負担が大変大きいというふうに思っています。

そこで、まず大玉村の国保加入世帯人数、そしてこの中で18歳以下の人数と均等割の額、さらには、今年度から国が国保税の負担軽減のために未就学児の均等割5割軽減を行っておりますが、この未就学児の人数と賦課金額も併せて伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

令和4年の10月末現在という数字でございますが、国保の世帯数につきましては1,000世帯、被保険者が1,605人、そのうち18歳以下が108人、未就学児が23人というような状況でございます。

人数につきましては、以上でございます。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 8番議員さんにお答えをさせていただきます。

均等割の金額等についてでございますが、18歳以下の均等割賦課額は108人で456万8,400円となっております。また、未就学児の均等割額でございますが、23人分として48万6,450円となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 18歳以下で456万円、未就学児で48万円。国保加入世帯、加入人数、そんなに多くないわけで、金額的にも莫大な金額というふうにも思えない金額であります。ぜひこの機会に、収入のない子どもの均等割、減免に踏み出すべきではないかというふうに思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

これはかつてからずっと議論をしているところでございますが、今四百数十万円を減免した場合には、18歳以下の子どものいない世帯にそれが全部賦課されると。このコロナで厳しい事業者は国保に入っている方が多いので、零細事業者、それをさらに増税になるということにも反面、なります。その分を一般財源を投与できないかということは、これは今できない制度になっているので、やりたくても一般財源を投与することはできないと。どうすればいいのかというと、基金を崩すことになります。基金を崩した場合も、崩し続けているのであと一、二年で基金がなくなるという状況、課税の増加を激変を平準化するためには、基金は非常に少なくなっているという状況ですので、今この課税の内容を変更するというのは現実的に難しいなというふうに現時点では考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 国保税の仕組みも理解したうえで言っているわけですが、せめて若い世代、未就学児を抱える世代、この世帯の48万円ぐらいは基金を取り崩しても十分運営できる国保財政になっているのではないかとこの部分について伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

検討はさせていただきます。

ただ、四十数万も10年たてば四百数十万円になります。基金を取り崩し続けるということもできませんので、先行きまで検討しなとなかなか難しい面もありますので、これについては僅かな金額ですが、一番いいのは一般財源を何とか投入できればいいんですが、その道はないかということは担当のほうにも指示はしているんですが、現実的には難しいという事態ですので、それも含めて検討させていただきます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ほかの自治体で均等割の部分、減免している自治体もございまして、ぜひこの部分も含め検討をお願いしたいと思います。

○議長（菊地利勝） ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午前11時54分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 午前中に引き続き、8番武田悦子君の一般質問を許します。
8番。

○8番（武田悦子） 午前中に引き続き、2番目の質問を行います。

災害から村民を守る取り組みについてです。

ここ数年、毎年のように様々な災害が日本を襲っています。特に大雨による災害はどこで発生してもおかしくない状況です。今年も8月3日の大雨により村内でも水道施設をはじめ大きな被害がありました。災害から村民の命と暮らしを守るのは村の大きな役割です。村ができること、すべきことについて伺います。

11月27日の福島民報に災害時の要支援者避難計画についての記事が掲載されました。記事によれば、大玉村での計画は一部策定済みとのこと。先日も所管事務調査の中で、大玉村地域防災計画の改定や概要版の策定などの説明を受けましたが、まず新聞報道にあった要支援者避難計画とは、具体的にどの皆さんを対象としているのか、どのような計画なのか、村が策定している一部とはどの部分なのかを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えします。

令和3年5月の災害対策基本法の改正によりまして、市町村における個別支援計画の作成が努力義務ということになりました。村では大玉村災害時における避難行動要支援者支援実施要項を作成しまして、個別支援計画を作成して支援するというようにしてございます。

個別支援計画の作成対象となりますのは、要項に定める高齢者や障害者など、災害時に一人で避難することが困難な方など、村内に居住する全ての避難行動要支援者となりますが、計画の作成に当たりましては、申請書の提出と策定に必要な同意を当事者に求めるということになっております。

同意を得た皆様の情報につきましては、災害に備えまして支援者となる民生児童委員や村消防団に提供するというようにしてございます。

令和4年10月20日現在ということになりますが、同意に基づきまして個別支援計画を作成した方につきましては、要支援者名簿に記載のある890名中、425名ということで47.8%というような状況になってございます。

以上のことから、同意の得られていない方や未提出の方がいるため、本村におきましては、一部策定済みというような状況になっているというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 約半分の方の避難計画が策定済みと。これらは個別具体的なそれぞれの一人一人の皆さん、要支援者の皆さんが、災害時にどこに、どういうふうという計画になっているというふうに考えてよろしいのか、改めて伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

8番議員さんおっしゃるとおり、それぞれの地区ごとに、どこに、どのように避難したいというようなことございますので、それぞれに計画を申請書に書いていただきまして、それを基に計画ということをつくっているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 要支援者の申請並びに同意が必要ということではありますが、この要支援者の皆さん、日々変化があるわけで、依然、どの時期に出されたかによって、現在と状況が変わっている等々もあろうかと思うんです。

さらには、今半数の方の計画がつくられているということではありますが、個人から申請をいただき、同意をいただくといった作業、かなり手間暇のかかる作業でもあろうかと思いますが、見直し、それぞれの支援を必要とする方の情報の見直しなり、根本的にこの計画自体がいつ頃完全に作成されるのか、その見直しについても伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

今、半数の方々、同意を得られていないというふうな状況ではございます。その理由としまして、自分は65歳以上ではあるが、まだまだ元気であり支援が必要でないため申請しないという方、それから家族で支援できているので問題ないといったような声で、通知に対して返信のないというような方が多いような状況でございます。

引き続き要支援者の同意を得られるように、対象者に申請をお願いするとともに、個別支援計画の必要性などについて周知し、早い段階での整備に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 個別支援計画そのものが確かな情報となって、いざというときの一助となるわけですから、しっかりとしたものにしていただくとともに、この地域防災計画、先ほどもいろいろ見直しを行っていくというお話ありました。これそのものの改定時期というのはいつ頃になるのか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 現在の地域防災計画につきましては、令和3年3月改定ということでございます。今般、防災対策基本法が改定されたところでございますが、今まではおおむね5年程度ということで進めておりましたが、そのようなスパンで改定していければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 災害時におけるそれぞれの皆さんへの支援というのは、計画だけではどうしようもない部分もありますが、しっかりとした計画をもって、その上で対処される、そのような取り組みを改めて求めたいと思います。

次に、村内に地域防災組織が誕生いたしました。9月に行われました防災訓練でも活動されておりました。大変すばらしいことだと思っています。災害から身を守るためには自分自身で守る自助、これが大事ではありますが、自分で守れない方も大勢いらっしゃいます。先ほどの要支援者と言われる皆さんがその範疇に含まれるのかなというふうに思っておりますが、地域の協働の力がこれらの皆さんを守るその大きな役割を果たしているのではないかというふうにも思います。

この自主防災組織でございますが、村内各地にこの組織が立ち上がればいいなというふうにも思っておりますが、なかなか自分たちだけで立ち上げる、これには難しいものがあるかと思っております。大玉村は特に、この災害の発生があまり多くない地域でもありますので、自主防災組織そのものが地域の皆さんの優先順位があまり高くないと、そういう状況にもあろうかと思っておりますが、先に誕生している組織の経験、これらを生かし、さらには村の支援、これが必要不可欠なものではないかというふうに思います。これらについて、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

昨年度より自主防災組織の設立や活動などに対する財政面で補助制度ということを整備しまして、財政面の支援を行っているということでございます。

また、各行政区に配置しております行政支援員、こちらの活用をいただくことで、設立支援に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 行政支援員を積極的に活用してというお話ございました。それぞれの皆さん、仕事を持ちながら各行政区の支援に当たられているわけでありますので、それこそ温度差も出ましようし、難しい部分もあろうかと思っておりますが、各行政区に現在ある既存の組織、それらを活用するのも一つの考え方かなというふうにも思っております。防災組織でありますので、消防団の皆さんに活躍いただくのはもちろんであります。現役の消防団ではなくてOBの皆さんであるとか、あとは私設消防の皆さんであるとか、そういう皆さんの活躍の場をつくる上でも、自主防災組織というのは

大きな役割を果たすものと思っています。この組織、これらの組織の活用というのはどういうふうに考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

8番議員さんからご指摘のとおり、それぞれの地域に私設消防等ございます。そちらの方々にもお話、ご協力いただきまして、そして設立支援のほうに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 自主防災組織ですから、自主的にそれぞれの地域の皆さんが立ち上げるのが一番ではございますが、なかなかそういかない現状がある以上、村として大きな支援をこの部分にもしていただきたいというふうにも思います。

先ほど、補助制度があって運営を支援しているというお話ございました。これらの補助制度、どのようなものがあるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

自主防災組織の支援事業としまして、資機材の整備補助ということでございます。

10分の10ということでございまして、基準額としまして、組織割としまして5万円、世帯割で2万円、上限15万円というものが一つでございます。

それから、活動補助ということで、こちらは、それぞれに防災訓練もしくは防災マップの作成等を行う際には補助するというので、同じく組織割として3万円、世帯割500円、上限8万円ということを上限にして補助するものでございます。

それから、防災研修活動ということで、防災研修など行う際には上限2万円ということでございます。

最後に、設立活動の補助ということで、設立準備の研修、消耗品等の購入につきまして上限2万円ということでの、4つの補助ということで進めてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） これらの補助制度も周知しながら自主防災組織の立ち上げに向けて支援をいただきたいというふうに思います。

先ほども研修というお話ございました。災害から身を守ること、減災に取り組む、これらにはやはり村民の皆さんの意識の向上、これが重要だというふうに思います。先ほども申しました。これまで災害の少なかった地域だからこそ自分から学ぶ機会、それをつくっていく必要があるのではないかとというふうに思います。

9月に行われました防災訓練、村全体を網羅する防災訓練であります。なかなか細かいところに手が届くというわけにもまいりません。村民の方全てが参加するというわけにもまいりません。地域ごとに想定される災害、さらにいろいろ違ってまいります。小さな単位での防災訓練、さらには防災士の育成であるとか、救命救急法を学ぶ、

このような機会、様々な場面でいろいろなことを経験する、学ぶということが大切ではないかというふうに思います。このような機会をつくることのできないのか、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、地域によって災害の形態は様々であり、地域の実情に合った実践的な訓練というのは大変重要であるというふうには感じておりますので、今後、実施に向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。関心のある方だけでなく、多くの村民の皆様に関する知識を身につけていただける機会の検討というものを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ぜひ子どもたちも含めた学ぶ機会というものをつくっていただければなというふうに思っております。

次に、村内公共施設には救命の一助となりますAEDが配置されております。全体ではどれだけの数があるのか。またAEDをこれまで使用したことはあるのか伺いたいと思います。

このAEDですが、いつ、どこで必要になるか分からないわけでありまして、公共施設開いているときばかりではありません。さらには、どこに配置されているのか。全ての公共施設に配置されているわけではないと思いますので、どこにあるのか分からない、このような方もいらっしゃるのではないかと思います。すぐ分かる場所、夜間でも誰かいる、例えばコンビニエンスストア、いつでも開いている、誰かが必ずいる、このような場所にAEDを設置する、このようなことはできないのか、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

村内でのAEDの設定数ですが、役場はじめ体育館、学校など公共施設に24台設置しているところでございます。イベントやデモンストレーションということで持ち出していることはございますが、実際に使用したというような実績は近年ではございません。

また、公共施設以外でも事業所以外に設置されているという事例もございますので、コンビニなど店舗等への設置についても可能かどうか、それについて検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） やはりAED、いざというときに必要なものですから、先ほどの救命救急の勉強の中にもAEDは必ず出てくるものでありますし、いざ必要なところに必要なときに使える場所にあるというのが設置の第一の目的でもあろうかと思います。

コンビニのようないつでも使える場所、いつでも誰が、あそこと言えばすぐ分かるような場所にぜひ設置をしていただきたい。

実際コンビニのある店長さんに伺ったら、そういうこと、コンビニとしては努力義務、必ず設置しなさいというものではないので、自分のところには置いていないけれども、そういうお話があるんなら置ける可能性はありますというお話も伺った経過がございます。ぜひ検討いただいて、そういう場所にも設置していただきたいというふうに思います。

次に、議会研修で山形県飯豊町にある「道の駅いいで」を研修してまいりました。この道の駅は、昨年、国土交通省から防災道の駅として全国39か所の道の駅が指定されたうちの一つであります。国道113号線のほぼ中間点に位置し、指定を受ける前から避難所として活動し、仮設トイレや自家発電機をはじめ様々な施設を整備しています。地域防災の拠点として、さらには国道を利用する方の防災拠点として活動されています。大玉村も国道4号線を擁しており、そばには産業振興センターもあります。この産業振興センターを防災の拠点の一つとすることはできないのか伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

近年頻発、激甚化しております自然災害、この中で、道の駅等の地域振興施設を防災の拠点として活用する取り組み、議員ご指摘のように全国に広がっておりまして、その有効性あるいはその重要性が高まっておりまして、注目を集めているところでございます。

村では今後、地域振興施設として村産業振興センター周辺、いわゆるあだたらの里直売所周辺の「道の駅」化の検討を進めてまいりたいと考えてございますが、その中で防災の拠点としての位置づけ、あるいはどう活用していくか、そういった点についてもしっかりと議論を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ぜひあの場所を防災の拠点とすることができれば、村民ばかりでなく、やはり観光客であるとかドライバーさんであるとか、そういう皆さんの一助にもなるのかなというふうに思いますので、検討をしていただいて実現をしていただきたいというふうにも思います。

この災害、いつ起こるか分かりません。誰の身に降りかかるか分かりません。村民それぞれが我が事として対応できるよう、組織、さらには村民の意識をつくり出すこと、村としてすべきこと、してほしいこと、災害からの被害を少しでも軽くできるよう取り組まれるよう、さらにはお願いを申し上げ、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、8番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

7番鈴木康広君より通告がありました「自治体DXで住民サービス向上を」ほか1件の質問を許します。7番。

○7番（鈴木康広） 7番鈴木康広です。

議長の許可をいただきましたので、「自治体DXで住民サービスの向上を」ほか1件の質問を行います。

本日、同僚議員のほうからの質問があったように、コロナ並びにウクライナ侵攻による物価高による生活の不安、これが今一番の目の前の解決すべき問題だと思います。

しかし、国内の給料が全然ずっと上昇していない。こういうふうな状況が、実は今の働く若い人たちの労働意欲を下げてしまうとか。あと経済生産性が上がらない。日本の経済がよくなる原因となっていること。これが今指摘されていて、そこでDX技術を活用することで生産性を向上し、世界における日本の経済、日本の中でいう福島県、福島県の中でいう大玉村、これが取り残されることがないようにしていく必要があると思ひまして、私は今回DX、デジタルトランスフォーメーションについての質問をしたいと思ひます。

デジタル技術と蓄積データ、ビッグデータの活用で業務の効率化と行政サービスの改善ができる。デジタルの人材が不足しているという現状では、内部人材の育成によって技術の確保が必要と考えて質問していきます。

最初に、2025年、ガバメントクラウド活用に向けた国の標準仕様に準拠するためのロードマップがつくられているが、大玉村の現在のシステムはどうなっているか。システム業者名と近隣自治体とあと国・県との状況を伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 7番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の、まずロードマップにつきましては、総務省が令和3年に作成しました標準準拠システムの移行に向けた標準的な取り込みを盛り込みました手順書を定めており、定期的に市町村に対しまして、どのような移行作業をいつまでに行うかの調査が実施されておりますけれども、それが今おっしゃっていらっしゃるロードマップであるというふうに考えております。

ちなみに、本村におきましては、現在、令和8年1月までに移行を終了する予定で準備を進めております。

また、現在のシステムにつきましては、村が契約するシステム業者が作成したシステムを業者の所有するクラウドを利用した運用となっております。そのシステム業者名につきましては、ご存じのとおり株式会社TKCでございます。

また、近隣自治体の状況につきましては、二本松市が令和8年3月までに移行を予定しておりまして、システム業者につきましては、日立及びエフコム、また本宮市が令和7年10月までに移行予定でありまして、システム業者は日立及び富士フィルム、さらに、郡山市が令和8年1月までに移行を予定しておりまして、システム業者は福島情報処理センター、富士通、日立及びNECでございます。また、福島市につきましては、令和8年3月までに移行予定でありまして、システム業者はNECとなっております。

また、国の状況につきましては、地方公共団体が計画的に各団体の基幹業務システ

ムの統一、標準化の取り組みを進められるよう財政支援のほか、市町村の移行の進捗状況管理、意見聴取や情報提供を行っている状況でございます。

また、県におきましては、市町村への必要な助言、情報提供を実施することが努力義務として法に規定されておりますので、国や市町村との連絡調整も行うこととされておりますが、現在のところ、国の進捗状況管理の取りまとめをそれぞれ行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

大玉村についてはTKCを利用して、今、ほかの自治体では日立があったりエフコムがあったりとか、あと福島の情報の方があったりとかという形で多くのところがあると。実際にこれをまとめていくとなれば、かなり大変なのかと。

今話があったように、財政支援を行ってそれを一つにまとめていくと。これは当然なことだと思うんですが、そうするとこの今回について、令和8年の1月、大玉村、そのほかについては3月とかという形で、大体令和8年の初旬に移行を考えているようなんですが、当然これはそれに乗り遅れない形でやるべきだと思うんですが、財政支援等がなければ、これについては大変大きな負担になる可能性があるのでは、それについては国のほうの動向、特に支援をどういうふうにしっかり受けられるのかも見定めながら実施していただきたいと思っております。

では次、2番目の質問に移ります。

AIやRPAの活用状況は。また活用促進のための内部人材はいるか。今後のデジタル人材の確保の方法は。厚生労働省の学び・学び直し促進の公的支援、これは民間企業等にあるんですが、これを活用して村のほうで内部人材の育成ということは可能かどうか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 7番議員さんにお答えをいたします。

まず、AIやRPAの活用状況についてでございますけれども、現在のところ実績はございません。

次に、活用促進のための内部人材はいるかのご質問でございますが、専門知識を持った職員は今現在いないという状況となっております。

次に、今後のデジタル人材の確保方法とのご質問でございますけれども、ICTの専門知識を持つ人材の確保は、国のDX推進に伴いまして、民間企業や自治体で一斉に取り組む状況となっておりますので、全国的に人材不足を招いております。どうしても賃金の高い民間企業へ就業してしまうということが多い状況でございます、地方自治体での雇用は大変難しいものとなっております。

したがいまして、今お話のありましたとおり、これら人材は外部委託もしくは内部人材の育成で確保する、そういった方法しかないのかなというふうには考えております。

また、厚生労働省の学び・学び直し促進の公的支援を活用して内部人材の育成は可能かと、そういったご質問でございますけれども、厚生労働省が本年6月に策定しました「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」によりますと、様々な公的支援制度が掲載をされております。内部人材の育成につながるものの受講も可能かとは思われております。そのほか、本年6月に総務省で作成しました「自治体DX推進のための職員育成の取組」というものの中では、総務省自治大学校でありましたり、市町村職員中央研修所、さらには地方公共団体情報システム機構、J-LISと言われるものですが、そういった機関でもICTの知識取得のための研修を実施しております。

今後は、限られた職員の中ではありますが、必要に応じましてこれらの研修を活用しながら、ICT人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

内部人材の育成または外部のほうのコンサル等の利用になると思うんですが、コンサル等を利用した場合には、やっぱり中の技術が蓄積されてはいかないと。一時的には大丈夫だと思うんですが、やはり何とかその内部人材で、そういう人材をつくっていただけたらなと思っております。

なぜかということなんですが、AIとかRPA、これ大きな自治体ほどその効果は高いということが一般に言われています。当然、中枢連携の福島・郡山については早期に、財政規模も大きいので、しっかりした対応をしていくのかなと思います。給与等も高い給与がもしかしたら出せる可能性があるかもしれない。

しかし、最終的に大玉村も、福島もしくは郡山の中枢連携のほうの中に入っていくとすると、大玉村のこういうことをしてほしいとかという話を対等にしていくためには、将来的にこういう技術のある人間が誰もいなければ、なかなか難しいのではないかと。物事を進める場合はやはり人材、特に技術もしくはその実績のある人材がいるかないか、これによってその地域というものは大きく変わっていくと考えますと、今この新しいDX、デジタルに関する人材を頑張っ何とか育成できれば大変すばらしいと思っております。

それを使って、今お話しいただいたように、それを使って必要な技術を習得した人材を村内に実際につくれたら、もしくはつくろうとするときに、給与を含めた待遇改善がないと、いや技術を持ったからどこかへ行っちゃうとかでは何の意味もないですし、もしくは自分のやる気自体というものもあると思います。もし研修に年単位で行くとなるといったら、それだけの大変さを考えたら、十分な対応がなければ、その意欲というものは上げることができないのではないかと。

新規採用や内部人材の学び直し（リスキル）によるデジタル人材の人事評価、要するに給与も含めた人事評価はどのような方法が今現在あるかを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 7番議員さんにお答えをいたします。

初めに、ご質問ありました人材に対する給与体系、待遇改善、そういったものについてでございますけれども、まずは一般的にはICTの専門的技術、知識、こういったものを持つ方の給与というのは高額になりがちでございます。したがって、本村のような小さい自治体での給与体系に当てはめるといって、そこが大変難しい状況でございます。実態としましてはやはり外部委託に頼らざるを得ないのではないかなというふうには考えております。

そのほか、先ほどもお話しさせていただきましたが、新規採用もままならないということもございますし、中途採用ということも手法としてはございますけれども、そういった雇用についてもかなり難しい状況であるということをご理解をいただければと思います。

こういった内部人材の育成をするにしましても、職員数100名前後の限られた人材の中での長期的な研修というのは当然難しい話ではございますし、短期の研修の中でそういった技術が身につくかという、そういった不安もございます。

また、後段のほうにございました人事評価についてでございますけれども、この評価の項目の中には、知識・情報活用という評価の項目がございます。ただ、その項目の評価を高くするなどの方法というのは考えられますけれども、自治体の職員については、ICTの専門知識のみならず、住民の方々との対応など様々なスキルが必要でございますので、現在のところは、その分野だけ特別視をして評価を行うというのは難しいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

実際のところというのは、今言ったとおり、かなりハードルが高いであろうというのは私も感じながら今回一般質問をしたんですが、ただ、将来的な大玉村のために何が必要かということを考えて、長期的なまずは10年、20年後のことを考えて、もしそういうものについて今から検討できるのであれば、ぜひ検討していただければというお願いをいたしまして、この質問を終わります。

では次、実は次の問題もかなり難しい問題なんですが、ヤングケアラーに支援を届けるということで、福島県は来年度、市町村が手がける子育て世帯への支援策に対し、費用の一部補助を検討するとの報道がありました。ヤングケアラーへの第三者の派遣や適切な親子関係の構築を支援することが想定されています。制度の積極的な活用でヤングケアラーに必要な支援を届けることを望みまして質問しております。

初めに、福島県児童家庭課のホームページには、詳細なヤングケアラーの説明がイラスト入りで解説されています。教育委員会や学校でのヤングケアラーの認識との相違はあるか。また、関係者へ周知方法はどのように行われているか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 7番議員さんにお答えいたします。

ヤングケアラーにつきましては、最近よく聞く機会も増えており、教育委員会や学校との認識の差は、相違はないというふうに考えてございます。関係者への周知につきましては、厚生労働省が作成しておりますが、県のホームページ、そしてまた村のホームページでも周知に努めているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

続きまして、村内教育施設での今後のヤングケアラーの調査などはどのように行うか。県からの通達または支援策の方向性の照会等は行っているかを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 7番議員さんにお答えいたします。

ヤングケアラーの調査につきましては、県内の児童生徒を対象としたアンケート調査を県のほうで実施し、ヤングケアラーの早期発見と支援策等の検討を行うための基礎資料とすることを目的として、9月から県内の小学校5年生から高校3年までを、全ての児童生徒を対象に各学校を通して実施されているところでございます。そういう状況でございます。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

今、調査が9月から小学校5年生から高校まで行うということですが、その内容について、今のところ、各自治体のほうに情報等が下りてくるとか、そういうような、もしそういうような情報があれば伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） そのアンケートの調査結果につきましては、令和5年2月に公表が予定されているというようなところでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

2月に公表ということで、公表の方法について、詳細なのかそれとも全体的な割合とかになってしまうのかのちょっと、今のところはなかなか分からないかもしれませんが、実際にヤングケアラーが村内に、の方がいらっしゃる可能性はやはりあると思うんです。ヤングケアラーの見方というか、家族のほうのいろいろお手伝いをする感心な子どもが多分今までのヤングケアラーの認識だったと思います。

ただ、それによって自分自身が将来的に選ぶ仕事とか環境とかが狭められてしまうという事実があるということを考えれば、ヤングケアラーという問題について、これを実際に解決していこうという動きがあっては当然なのかなと。今回、福島県が実際にこういう通達を出して、動くよという話が出たということは、これをぜひ活用して、

実際に村内にヤングケアラーの方がいた場合には、それを支援できる形に持っていくことが必要ではないかと思えます。

具体的な細かな調査が、場合によってはこの後、学校とかもしくは村のほう等で必要になって、それによって、その程度によってヤングケアラーに該当するか、もしくは該当しないとか、もしくはもっとひどい、福祉のほうでいったら虐待みたいなものも含めた形で、どこになるかが実は、実際には非常に難しい。どの場合がヤングケアラーなのか、多分この定義等も今後、県とかもしくは各自治体のほうで見ていって、その辺に対する対応をしていく。

ただ、このヤングケアラーの問題が家庭の問題で終わってしまわない。家庭がやるべき内容なんだよと。村とか行政と、あと学校は家庭には関わらないというのが今までの一定の方向だったんですが、それだけでは子どもたちの学びを守り切れない。結果として、子どもたちが学ぶ機会を失って、子どもたちの学習意欲等の機会が失われれば、最終的には地域の子どもの力が減って行って、割合的には少ないと思うんですが、そういう状況が身近にあるということは決してよくないと思えますので、ぜひこれについては何か方法がないかと。どうやったらできるかという見方を変えて取り組んでいただきたいと思います。

よって、子育て支援の充実を目指す大玉村として、独自の支援方法とか、村当局と教育委員会及び学校で検討することができないでしょうか。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 7番議員さんにお答えいたします。

先ほどのアンケートの結果につきましては、県のほうで現在調査中ということでございます。

その実態把握、課題等については関係機関と情報共有しまして、健康福祉課、そして教育委員会と情報共有しながら、村独自の支援方法ということで、必要に応じて学校、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの先生方と連携しながら支援に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

大玉村は前からスクールソーシャルワーカーもずっと入っていますし、そういう意味で言ったら先進的で、実際にその活躍がされています。なので、ぜひ今回のヤングケアラーの問題についても、一歩進んだ取り組みをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（菊地利勝） 以上で、7番鈴木康広君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後2時30分といたします。

（午後2時15分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

(午後2時30分)

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 5番、松本昇君より通告がありました「山ろく交流センター建設に関して、雑誌記事から事実を求める」の質問を許します。5番。

○5番（松本 昇） 5番、松本昇です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告してあります1件についてこれより一般質問を行います。

質問に入る前に、村長に伺いますが、この雑誌、「財界ふくしま」11月号の表紙に「集会所建設で疑惑まみれの押山利一村長」と書かれた8ページにわたるこの雑誌を読まれましたでしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 5番議員さんにお答えいたします。

読んでおります。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） ありがとうございます。

それでは、この記事を読んで、どう思いますか。またこれを読まれた村民の方にごう説明しますか。伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えしますが、質問の趣旨がちょっと理解できないのですが、具体的にお話してください。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） じゃ、これは後にしたいと思います。

それでは、この雑誌、皆さんも読んだかと思いますが、これは何でこういうふうになったかといいますと、6月、9月の定例議会に山ろく交流センター建設についての一般質問行いました。そして、10月の、日にちはちょっと忘れたんですが、この「財界ふくしま」の記者である高橋さんという方から電話がありました。実は、山ろく交流センターについての取材をしたいという電話があって、ええ、どうしたんですかということで聞きましたら、無記名で投書があったそうです。俺もこれね、一般質問した経過もありますので、俺一人ではこれ対応できないということで、同じく一般質問した本多さん、そしてまた交流センターの前会長、副会長さんに電話しました。それで、こういう雑誌記者から匿名で俺のところに電話来たんだけど、取材に応じられるかというようなこと、応じられますかと、丁寧に前役員さんとあと本多さんにも伺いました。そうしたら、取材に応じましょうというようなことで、4人、こういう取材を受けました。それがこの雑誌です。

そういうことで、何も隠すこともないし、本当に一般質問やったんだし、建物もできていんだし、ということで、こういういきさつになりました。まず10月だったね。多分、全員協議会でもこういう話をみんなの前でいたしました。そういう経過でございます。

それでは質問に入ります。

まず今回の質問は、山ろく交流センター建設に関して雑誌記事が、ご覧のとおりの記事としては異例の8ページにもわたって掲載されています。この記事を読んだ村民からは、このことは本当なのか、違うのか、その事実を明らかにしてほしい。説明をして我々の心配をなくしてほしいとの強い要望がありましたので質問に至ったわけがあります。

よろしく申し上げます。

そこで質問です。

なお、今回の質問は、単純な質問でありまして、そういった話をした、またはしていないの本人に関する答弁でありますので、簡潔、明瞭な答弁をお願いいたします。

それでは1番、1項目しかないですが、山ろく交流センターに関して雑誌記事から事実を求めるについてです。

(1) 山ろく交流センター建設に関しては、月刊誌「財界ふくしま」11月号に掲載されたそれぞれの発言の事実を伺います。

この雑誌に掲載されている記事を引用して質問いたします。

まず①本社記者が「古材を利用した割には坪単価が高いのではないかと」とたずねると、武田副村長は、「当然、1回使ったものだから新しい木材とは違うでしょうね」と。

「その分だけ材料は安いはずでしょう」と。そこで記者が「どれくらい安くなったのですか」との問いに副村長は、「試算ですが、建設費を5,000万円前後になりますかね」と。さらに記者が「そうすると坪単価200万円前後になるということですか」というと「それぐらいはかかるでしょうね」と。「もともとログハウスは高いのではないのでしょうかね。それが古材を利用したので坪単価100万円まで落としたということです。」このように書かれています。

ここで副村長に、発言した内容は事実なのか、また、現在においてもその考えは変わりはないのか伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 5番議員さんに、回答の前に、先ほどの回答になるのかもしれませんが、この雑誌自体、大変疑惑があるとか不正があるとかいう前提で一方的に、我々から見ると書かれていると。私にも当然取材はありません。ですから、そういう記事に対して、この議会の場で答弁するのはいかなるものかなというふうにも考えましたが、住民の要望だということですので、回答することといたしましたので、副村長のほうから答弁させます。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 5番議員さんにお答えいたします。

私が「財界ふくしま」から取材を受けたのは9月20日のことでした。このときに私が申し上げましたのは、山ろく交流センターと同程度のものを地方自治体、大玉村が施工した場合、設計、それから建築費含めて5,000万円程度の予算は当然必要になってきますよという、そういうお話はしました。これは何に基づいてそう

いう話をしたかといいますと、例えば、震災後に玉井幼稚園園舎増築しました。大きいがらんとした教室2教室をつくりました。そのときに坪単価が153万9,000円、大山幼稚園に当たっては、ちょっと工法変えましたが220万円、坪、かかっております。さらに直近の消防屯所でいいますと70平米程度で坪単価170万円、それから村内ではございませんけれども、近隣の町の集会所、70平米、これが坪単価190万円。それから近隣の市の消防屯所、これも159万円。このような形で公共単価が組まれて、予算化されて施工したと、そういうことを申し上げた中で5,000万円というような数字であります。

今回に当たっては、玉井9区婦人ホーム、それから施工業者、民と民の契約でございます。そういう契約、さらには一部再生材を活用して施工したと、そういうことで3,000万円程度に落ち着いたと、そういうようなことを申し上げたつもりでございます。

なお、この山ろく交流センターの見積書を公共単価に置き換えますと、一千数百万高くなると、そういう数字が出ている。そういったことで民と民の契約、さらには一部再生材を使ったという形での3,000万円に落ち着いた、そういうことを申し上げたつもりでございますし、この考え方は現在も変わっておりません。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） ありがとうございます。

先ほどの質問の中にも、そういう発言をしたと。また現在もその考えは変わらないと。分かりました。ありがとうございます。

それで、業者名は言いませんが、大玉村の大工さんが、やはり気になったみたいで、いろいろ話を聞いたあれで、現場の建物、見てきたんだそうですね、山ろく交流センター。したらば、古材を使って、あの建物だったら俺だったらもう1軒できるというようなお話もいただきました。それは誰とは言いませんが、そういう話も伺っておりますので、こういう質問をいたしました。

それでは次の質問に入ります。

記事の中で、根本前会長は、1回目の辞職届を出したときに、6月定例会が終わった次の日、6月18日に村長が根本さん宅に行って、「こういうのが雑誌社の知るところによると、辞めなければならなくなる」と言って、辞退届を回収すると言ったそうです。このように、根本前会長宅に訪問したこと、または村長が記事のように発言されたことに間違いはないか、伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

手短にお話をしたいんですが、事の流れますので、流れについてお話をしますが、この建築に当たって、年明けからいろんな関係者、会長も含めて、いろいろといただいたんではないかというような話が出ました。そして、根本会長も一生懸命やったのに何かもらったんじゃないかとか言われたり、非常に心外だと。それからあと

法的な問題が起きたときには、会長は責任を負わせられるぞと、とるようになるぞというようなことも人から言われたみたいで、大変心労がありました。それを訪問の前にお聞きしましたので、そうこうしているうちに、そういうことではとても会長はやってられないということで、辞退届を持ってこられたわけですが、役場が任命したわけではありませんので、役員は当然、地縁団体の玉井9区婦人ホームの役員ですので、役場のほうに辞退届を出されても、受理するというものでもありませんし、それを今度持って、会長のところに行って、辞めるよりは、建物が、会長辞めてしまうと、せっかく頑張ってつくった建物が宙に浮いてしまうと。利活用が当分できなくなってしまうということ、それから、そういういろんなありもしないことを言われている、そういうことについてあまり反応して動き回ると、いろいろ今回みたいな雑誌がそれを取り上げて、そしてかえって辛い立場になりますよと、なる可能性がありますよと。それから法的なものがあっても会長には一切責任はないですよというようなことをお話しさせていただいて、そこで了解を得ております。

あの建物つくって中山間で栗つくるかとかニンニクつくるかとか、その活用について一生懸命話し合っただけで帰ってきたという、会長との関係はそういうことであります。

その後、少し動きはありました。それは質問にありませんので、お答えしませんが、ですから、雑誌の話は、そういう中で出た話です。雑誌が出て何かあれば、5番議員は村長辞めなければならぬと言ったのかということですが、そういう趣旨のことを言うはずもありませんし、現にこうやってしっかりと村政に当たらせていただいているところであります。

事の流れとして後でそういうふう感じたのかもしれませんが、それは何とも言った言わないの話ですので、お話しはできませんが、そういうことです。

その時点では、あの建物を一緒になって活用しましょうねということでお話しは終わったというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 今村長の答弁の中で、会長の辞職、これはいろいろ説明して、そのときは収まったという答弁でした。その中で、このさっきも言ったように、雑誌社の知るところによると、辞めなければならぬと言ったそうです。これは事実かどうか、もう一度確認したいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

その辞めなければならぬというのは5番議員の認識では村長を辞めなければならぬというふうに言ったというふうな認識でしょうか。

反問まではいきませんから。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） それは、俺の判断じゃなくて、役員の方がそういうふうに村長が言ったというようなお話を、取材のときにもお話ししておりました。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 正直というか、先ほど言いましたように、話の流れとしては、会長が大変心労してまわっているということですので、そういう心配を、ありませんよと、我々のほうでもしっかり対応しますよという話をそのときさせていただきました。そういうことで、この話が雑誌等で面白おかしく取り上げられれば、より会長にも大変心労をかけますし、村のほうでもあることないこと書かれるのは当然プラスになりますので、そういう意味のお話はしましたが、それによって村長を辞めるとか、会長が辞めるとか、そういうことに直接言及した話ではありません。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） じゃ、この質問はこれくらいにして次に入ります。

さらに、記事の中で、最初は話に応じるわけにいかないと云ったら、村長があなたたちの言うことは何でも聞くからという話になったので、辞職届を渡して辞めなかったと、この村長の発言は事実なのか、伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度申し上げます。話は長い話でした。その中で、どういうふうな言葉で言ったかというのは思い返してみましたが、この言った言わなかったの意味からいうと、建物をせっかく頑張って根本会長大変苦労してやったのは我々も認めています。心労で大変精神的に大変だということについても大変そういうこと、おかけしたものの我々の配慮が足りなかったかなというふうに会長におわびもしました。もう少し会長の立場配慮すればよかったですねということはお話はしました。

そして、先ほど言いましたように、これからあそこを活用して、そしてこの雑音については、会長がもらっているはずもありませんし、それから法的に責任を問われることもありませんので、そのことについてはもう触れないで、あの建物を活用して一緒に中山間の振興に頑張りましょうねという確認をさせていただきました。そのときに、役場としては全面的に、できる限りの支援はさせていただきますからということとは約束しました、これは。

ですからそのことを、法を曲げてまで、やってはいけないことまでやって、言うこと聞くからというような趣旨のことは一切発言はしておりません。多分、会長もそういうふうには受け取ってはいないだろうというふうに思いますが、村長一人で物事ができるわけではありませんので、できないことをやれと、職員に対して言うこともできませんし、ありませんし、あそこの活用を図るためにできる限りの支援はさせていただきますという意味で言ったことは覚えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 我々それに直接タッチしていたわけではありませんから、役員さんとの俺らの聞き取り調査、そして村長との役員さんとの話合いでそういう話はあったかどうか分かりませんが、真摯に受け止めたいと思います。

では次の質問です。

③記事の中で、根本前会長は交流センターができて、地元村議のグループが村長を呼んで村政懇談会を開いたと。このとき、「私が、立派な建物ができたけど保険会社の査定価格が本体価格の半分にも満たなかった」と質問した。すると、懇談会が終わると村長が、「ちょっと付け加えたい話があるから、役員に残ってほしい」というので残ったわけです。そうすると、村長が「このことが村民に聞かれるとアウトだ」と言ったんです。この村長の発言は事実か、また、ここで言うアウトとは具体的にどういうことを想定しているのかについて伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

全体の流れとしては、村政を聞く会、懇談会でした。今、大玉村がどういう村政に取り組んでいるのかというお話をし、そして住民の方の意見を聞く、9区、10区の皆さんが主に集まっておられましたので、その意見を聞く会としていろいろ意見が出た。ここで最後にもう閉じるというときに、会長が、この1,400万円しか保険入れなかったんだと。どうしようかという話が出ましたので、私も初めてそのとき聞きました、その金額。それまで全然聞いておりませんでしたので。それは今日の集まりとは、建設関係の話で、集まっている人たちと関係ない話で、ちょっと私も聞いていなかったもので、会長残ってくれませんか、話を聞かせてくださいということで残していただいたので、その残すことを意図してどうのこうのということではありません。

アウトということを行ったような記憶もあります。それは、こういう場で言ったことに対して、それはちょっと待ってくださいという意味だったのか、少し定かではありませんが、住民に知られたらこれは大変なことになるとかというまでの認識はその時点ではありません。ということは1,400万円がどういう経過で決められたのかもそのとき初めて聞きましたので、それについては後から、何ですかね、別な保険とかなのかとか、その数字が正当なのかとかいうことを調べるからというふうに言ったときの中の話ですので、住民に知られたら大変なことになるなんて、その時点ではそこまでの認識は持っていませんでした。

戻ってきてから、その保険会社のほうのホームページに職員が入って、そして計算式をしたらば、その保険の事業所の決まった単価、何平米掛ける幾らだと大体1,400万円になりますということ。工法とか材料とか期間とか、そういうものについては一切関係のない数字だというふうに我々は見ました。その間いろいろと、それしか価値がないんだとか何とかという話が出てまいりましたから、私のほうでも保険会社のほうに2社ほど聞きましたらば、再取得価格は建設費に相当しているものは入れますよというお話をさせてもらいました。そして、それにもう一回入り直してくれませんかという話はその後でさせていただいています。結果的には、その時点の役員は、それには触らないでくれという話でした。次の役員になったら入り直すのは構わないよということの話があったので、我々もそれについてはあと手出し、口出しは一切してありません。

最後に付け加えておきますが、見積書にある建設費用と同額の保険に再加入したというふうに聞いております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） あれから日にちもたってあれなんです、本当にこの一番私として質問のこの項目のあれは、アウトだと、それが一番気になるんですよ。それはちゃんとやっていればアウトとかセーフとかなんて言っているあれはないと思ったわけで、これを質問したわけでございます。

そうすると、先ほどの建物の保険のあれは、前は1,410万円でしたっけか。すると新しく加入した金額というのは分かるのでしょうか。分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

詳しい話は聞いておりません。ただ、新しい役員の方から、建設費相当に対する保険は再加入ができましたと、しましたというふうにお聞きしております。詳しく何千何百何十何円とかという数字までは把握はしておりません。

アウトという言葉は、その話の中の流れで、出てそれが適切か不適切か、そういう指摘を受ければ、アウトという言葉は誤解を受ける言葉だったなというふうには思いますが、今言われているような意味で述べたものではありません。先ほど言ったみたいに、その時点ではそれほど把握していないんですね、内容について。だからそれは後で調べた結果、それ以上のものに入れるということが確認できたということですから、そこで慌てて住民に知られたら大変だと言う必要もそういう場面でもないということになりますので、ご理解をいただきたいと。

付け加えておきますが、この建物については、開拓で一生懸命、開拓して本当に汗水どころでなくて、血の汗流して開拓した土地が荒れ始まっているというのもありますし、あと、あそこで暮らす高齢者、冬になると雪の量がすごく多くて隣にも行けないと。やっぱりどこか集まって過ごせるそういう施設が欲しいというお話があったり、あそこに、長くなりますからあまり言いませんが、あそこにそういう施設が必要だということは我々も強く感じておりましたので、何らかの形で実現したいということが、今回の山ろく交流センターの建設に当たった最大の理由です。

そして、9区あの、9区、10区の辺にはログハウスの民家とか別荘がいっぱいあります。あの地域にはログ風の建物が非常に似合っているなということがあったので、山ろく交流センター、シンボルとしてそういうものがないんじゃないかというのは内部で話をしていた経過があります。村でも何か公共施設つくれないかなという検討もさせてもらったんですが、なかなか急には無理だということで、そういうことであそこのログハウス風、それを建設できるのは村内では1社しかなかったもので、そこにいろいろと聞いて、それを地縁団体のほうに提案したというのがこれは事実でございます。

ですから、あそこに書いてあるような、業者と癒着をして便宜供与をしたり便宜供与を受けたりなんて書いてありますが、一点の曇りもございません。一点の不正もありません。これだけは心配されている村民の方にお伝えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 全然そういうあれはない、やましいことがないと、身の潔白を証明するという村長の答弁いただいて安心しました。

それで、最初の質問にもお話をしましたが、この記事を読まれた村民は、村は大丈夫なのか、そんなことはないだろうという不安や心配をしている方がおられます。この際、今身の潔白というか、村長、信用したわけですが、ここまで書かれた以上、身の潔白を訴えることも考えてはと思いますが、いかがでしょうか。これはね、村長の答弁もらう前に出したやつだから。このことはもはや村長一人の問題ではないのです。村民をはじめ、村の職員、大玉村と関わりを持つ全ての方々が関係することでありま。大玉村の名誉がかかっているとも思うからであります。言いつ放し、言われっ放しでは済まされません。村長の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

今私が言ったことを信じていただければ大変ありがたいということで、これは我々が村政を、村長としても副村長も職員もそうですが、村政を執行するに当たって一番大切なのは村民からの信頼です。この信頼のないところで村政を執行することは非常に難しいです。

今回の雑誌は、私も取材を受けていませんし、事業者のほうも少し時間がないということで取材に応じていないという、大変片手落ちの調査になっております。私も言いたいことはいっぱいあります。ただ、言う機会もなく、そのまま雑誌として、記事として出されました。これを読んで、信じる方もいるし、こんなことはないだろうと、そういう方もおられると思います。読んで、こんなことやっているわけないなというのは、9年間の村政、それを見ていただければ信頼はしていただけるとは思いますが、皆さんがそういうふうに関心していただくわけでもないしょうから、これからその信頼をさらにまた取り戻せるように村政にしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

当然、そういう不平等についてはあり得ないことですので、これからも真摯に村政に当たっていききたいと思います。

法的な手続等云々というようなお話なのかもしれませんが、疑惑があるないというのをうわさとか、誰かが流したんですね、これね、間違いなく。ありもしないことを。誰々がもらった、誰々がと。関係者みんな言われているんですね。もらった、もらった、もらったと。ですからどこかで元があるんですが、その元が分からないとなかなか難しいということです。公の場でそういうことがあったという発言があれば対応することは当然考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 今、答弁の中で、何かもらった、やった、そういう話は一切私は聞いておりません。それは信用しています。業者からもらったとか、そういうあれは私も聞いておりませんので、それは大丈夫だと思います。

それで、最後になりますが、これ、村長を信用したというか、そういう、答弁の中で信用はしていますが、最後に村長にまた質問しますが、村長は令和4年度の村政執行基本方針の中で、「より多くの皆様方のご意見やご要望をお聞きし、村民に日本一近い村政を念頭に」と宣言しております。今こその姿勢を発揮するときではないですか。今回の集会所建設に係る雑誌掲載に対し、改めて村長としての説明責任があると考えますので、この場で村民の皆さんに明快な答弁を求めたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

もう既にその旨の答弁はさせていただいておりますが、住民の意見を聞くということは私の村長としての村政の基本でございますので、これからも、今いろんな事業に取り組んでいますが、できる限りのワークショップをやったりしながら、住民の意見をお聞きして進めていきたいと考えております。

この雑誌については、前にも一度書かれたことございます、いろんなこと。これは、いろんな方一人一人に説明して歩くことはできませんので、この場で議会の中であそこにあるような、この時代に業者の工場の保証人になるなんて、うわさもあるなんていうふうに書いてございますが、そのこと一つ取ってみても事実ではないことが言われているということは分かっていただけというふうに思いますので。説明責任は、先ほど言ったように一切不正はありません。便宜も供与もやっていませんし、癒着もありません。その工場自体も見たことないし、行ったこともない、事務所にも行ったことございません。そういうことですので、これはこの公の議会での発言、村民の方には信じていただきたいし、そして、これからの村政で、先ほど言ったように信頼を得られるような政策はしっかりとやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） ありがとうございます。

この雑誌に載っていることに、もし、村長としてこれは違うんでないかということがあれば、これ、雑誌社に訴えてもいいと思いますよ。どうですか、その気はありますか。ないですか。

じゃ、私の質問はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、5番、松本昇君の一般質問を打ち切ります。

10番須藤軍蔵君より通告がありました「新年度村財政の見通しについて」ほか1件の質問を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 議長の下に、さきに通告いたしております質問を行います。初めに、大玉村の新年度の財政の見通しについてであります。

もう間もなく予算編成の時期を迎えるわけですが、地方交付税関係の算定は、国勢調査に基づいて何年に1回だけ基本年があって、それに基づいて行われるものでありますので、今年はそれに当てはまらないのかなど。いわゆるそういうものを算定する算定シート、一つの基準に基づいて算出されるものであって、大幅な変化はないのではないかというふうな、地方交付税については思いますけれども。

ちなみに、今年の当初予算では歳入全般の36%近くの15億6,000万円、そしていわゆる自主財源と言われる村税関係は9億2,000万円、二十数パーセントですか、21%、合わせて60%近くの全体の収入の大変な割合を占める税金であります。

そういう中で、今のコロナの関係も含めて、あるいはまたつい先日令和4年の国の補正予算が組まれたわけですが、いずれもこれ、中身見ると、来年度予算の先食いをして取りあえず対応するというような中身がかなりあるのかなというふうに思いますけれども、そういう状況の下でこの村民の暮らし向き、これを含めて大玉村の新年度の財政の見通しはどうなんだというふうなことについてまず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

まず、ご質問の中で、項目ごとにそれぞれ申し上げたいと思いますが、自主財源のうち固定資産税につきましては、これは物価の高騰でありましたり、資材の高騰によりまして住宅建築が進んでいないという実態がございます。このため税収の増加を見込むことは今現在としては難しい状況にあるというところでございます。

また、住民税につきましても、物価や燃油高騰、為替変動などが企業経営に大きな影響を与えましたことから賃金アップや企業利益の増加は見込むことは難しい状況であります。このため、こういった税収につきましても増加を見込むことは今現在難しい状況ではないかというふうに推定をしております。

こういった状況から、令和4年度と比べましても、自主財源である固定資産税、住民税、こういったものは横ばいに推移するというふうに見込んでおります。

次に、国の動向についてでございますけれども、社会保障関係経費の増加が見込まれる中、地方団体が行政サービスを安定的に供給できるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保するというふうに国のほうでは言っております。また、地方交付税につきましては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保すると。なお、臨時財政対策債については発行を抑制するというふうに言っております。

こういった状況を見ますと、交付税関係につきましては、令和4年度と比べましても同水準で推移するのではないかというふうに見ております。こういった状況を総合

的に判断しますと、自主財源でありましたり、国からの地方交付税、交付金などの重要な財源につきましても、令和4年度と同水準を見込むことができるものというふうに考えております。

同水準ということになりますと、行政需要の多様化と増大が進む中にありましても、厳しい財政状況に変わりはないというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

同水準というようなことのお話ありましたが、そこまで確保できるのかなという実は心配はしている、私としてはなかなか確保できないのかなという判断があるのかなと思ったけれども、希望的観測もあるんだろうけれども、そういう中での今いろんな財政需要がある中では実質的には大変だという認識だと思うんですけども、こういう中での来年度に向けての、来年来年といったってまだまだあるでしょうと思うけれども、すぐこれですのですね、1月になると賀詞交換会で村長は今年の抱負なんていうのを語るわけなんだけれども、その語る中身は、やっぱりここをきっちり押さえないと、これは言っちゃって、あれだね。それなんで、その中身を伴う話にならないので、そこら辺を含めて、新年度の基本的な、特別新たに変わるわけではないと思いますけれども、基本的な、そうしたことを、財政的なことを踏まえながら、基本的なことについて幾つか村長に伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

新年度の村政執行の姿勢でございます。まだ予算編成前ですので、考え方だけお話をさせていただきます。

まずは新型コロナ対策、これ第8波、国が第5類にして手を引こうとしているような危惧するところがありますが、多分まだもう少し時間はかかるだろうというふうに考えていますので、しっかりとそれに対しては対応していきたいと。

それから物価、燃料、電気等の値上がりはこれからますます厳しいものになってきますので、これに対してもしっかりと対応していくと。ただ補助で全て支えるというのは非常に困難な状況になってきておりますので、先ほど部長のほうで申し上げていましたように、景気が悪化していこうと考えると。税金も多分落ちるだろうと。農業収入も減りますので。そうなりますと、減った分の幾ばくかは交付税が増額になっていきますが、そのために財政調整基金とか、そういうものの積立てをしてまいりました。大体就任時の2.5倍ぐらいに確保しておりますので、当面この、来年度、再来年度等々の対応には多分耐えられるんじゃないかというふうに感じていますが、長期的には非常に厳しいものがあるなというのは感じております。

ただ、令和3年度に第5次大玉村総合振興計画をつくっておりますので、粛々とそれに基づいて事業を進めてまいりたいと考えております。

今まで取り組んできた定住人口増加対策とか農業支援、米のブランド化、健康長寿

の村づくり、デマンドタクシー等々やってまいりました。それについては新年度も継続して実施をしていく予定でございます。

それからあと、新年度で新たに取り組む、もしくは継続して取り組むものとしては、スマートインターの誘致、これは新年度で国の直轄調査に採択されるかどうかの一番重要な年になります。これで採択されれば、今まで採択され途中で終わった事業はないのでかなり有力になるというふうに感じておりますので、今勉強会、あと2回ですかね、やれば大体資料がそろると、その資料をもって国のほうに誘致の正式な手を挙げるということになりますので、これが最重要なろうかなというように考えております。その後、工業団地とか道の駅とかそういうものに結びついていくのかなということで、まずはスマートインターが開通することが前提になる事業と考えております。

それからあと、農業振興公社、4月に立ち上がりました。思った以上に諸手続きがかりまして、実際の事業に専念することがなかなか難しい状況であります。12月に農協が加盟する予定でおりますので、体制が整うということで、来年度はかなり進むんじゃないかというふうに期待をしているところでございます。

それから、再生エネルギー等農福連携、再エネ農福プロジェクトにつきましては、今日、別議員の方に答弁をしたとおりにしっかりと引き続き対応してまいりたいと。

それからあと、村の収益施設の指定管理をしています村づくり株式会社、役員をはじめボランティアでやっていただいている部分もかなりありますが、ある程度しっかりとした財政基盤もないと大変ですので、その辺のてこ入れをしっかりとしていきたいと考えております。

それからあと、子育て支援センター、大山公民館の建て替えと子育て支援センターの複合施設としての業務構想、今年中に出来上がります。ただ、村の木を使うということ的前提に村民の皆さんとかの話合いをさせていただいておりますので、その結果を受けて、木をどういうふうに切り出すのか、補助金との関係はどうなのかということも含めて、来年度はそのことについてやはりもう少しコンサルを引き続きお願いをして、今度は実質的な設計に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

いろいろと事業がめじろ押しで大変ですが、それぞれすぐに来年事業に取りかかるというものではございませんので、その辺の財政的なものも十分見極めながら、住民サービス停滞しないようにやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） コロナ対策をはじめとして、多分私が漏れなければ10点についてを基本的な条件に挙げていただきました。これらについて基本的に進めていくんだということの話でございました。

いずれにしても、住民の暮らし、健康あるいは教育、どれを取っても村だけで今ほど村長からお話ありましたようにできるというものでなく、そのほとんどについてはやはり国の施策なりそういうものに、ほとんどと言っていいほど、過言でないほどそこに関わっているわけでありまして。そうした意味では、やはり一番住民に、先ほど

来もお話ありましたように、住民に近いと、まさにそういう、名実共にそういう自治体の役割があるわけですので、やっぱりこれは国・県に大事なことはやっぱり言っていくというようなことが強く求められてるというように思います。

俗に地方公共六団体というふうに言われて久しいんですけども、実際にやってもらっているというか実感できるのは、私らは町村会と町村議長会が本当に一番その身近なところでやっていただいているなというふうに思うし、また、期待もしているところでもあります。

したがって、そういう面から、取りあえずいっぱいあるんですけども、特に次の4点について、1つずつ現在の状況あるいは課題も明らかにしながら村の対応なり、現状も含めた対応というものについて伺いたいと思います。

まず1つ、農産物関係の戸別所得補償制度というのがちょっとの間だけやられました。これもいろんな矛盾も抱え、あるいは不備な点も抱えてきたわけですけども、一定程度の役割は果たしてきたのかなというふうに思うんですけども、そのことやっぱりこれからはとても自助努力ももちろんやるのは当然ですけども、それだけでは間に合わないというようなことから、これらについての、村としてはどのように国に対しても考えているかなどについて、まず最初にお伺いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

今ほどお話がありましたように、昨今の国際情勢あるいは経済状況の影響によります燃油高、飼料、肥料の高騰、あるいは資材の高騰、それから資材不足、そういったものにつきましては、米価の低迷、さらに農畜産物の需要の変化とも相まって、農業全体に大変重大な影響を及ぼしているというふうに認識してございまして、農家経営、これは危機的と言っても過言ではないような状況であるというふうに考えてございます。村といたしましても、これらにそれぞれ対策をしているところでございますけれども、それで全てが満足できるものではございません。当然再生産が可能で、持続可能な農業を構築する政策、あるいは事業というものは、国としての最重要な政策の一つではないかというふうに考えておりますので、村といたしましても県や関係団体を通じまして、国へ強く働きかけを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

次に、農産物関係の収入保険の制度であります。

これもいろいろ様々、最近では窓口が広がって、入りやすくなったとは言いながら、風水害あるいは自然災害、市場対策も含めて窓口が広がったんですけども、大きなネックになっているのはやっぱり青色申告なんですね。青色申告でない人はこれには入れない。しかも1年間たしか、資料を整えて、翌年から入れるというような状況で、今ほど部長のほうからお話ありましたように、こういう状況の下でこれから

青色、やられる人はもちろんいるんだからそれはそれでいいことなんですけれども、大方の農家の人、青色申告にこれからしてということにはなかなかこれは大変なのかな。期待というか希望はね。のようなのを含めて、そこは政府自民党関係も相当心配をして、先月17日、もっとこのハードルを下げてくださいかと。役所との、農林水産関係の、昔でいうと族議員が集まる、大した今の族議員も力ないから効果ないんだけれども、昔は農林水産関係の議員が集まれば大したことやってもらったんですけれども、それでもやったんだよね、頑張る。事務屋から説明を受けて、何とか入られるようにもっとハードルを下げ、そういう加入しやすい制度に見直ししてくれよというようなことを役人に要望したというようなこと、共済新聞ですけれども、出ていました。

そういう意味で、この農業共済の共済といいますか、収入保険関係についての考え方としてはどのように思っておられるのか、お尋ねします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

現在の収入保険制度につきましては、議員ご指摘のように、白色申告の方が収入保険に加入するという事は制度上難しい状況でございます。しかしながら、青色申告につきましては、手間がかかるのではないかとというふうな声がある一方で、所得上のメリット等もあることも事実でございます。現在の制度がこういった制度である以上、村といたしましては、一定規模以上の事業者の方々に対して青色申告をお勧めしながら、村が実施いたしております、また最近では県のほうも保険料に対する補助というものも加わったようでございますので、これら収入保険制度の加入促進事業による補助を活用しながら、収入保険に加入していただくように推進をしまいたいというふうにご考えてございます。

また、過日の畜産懇談会におきまして、現在の収入保険制度が収入に対して見るのに対して、経費の動向に対しては反映されにくいのではないかとというふうな畜産農家からの声がありました。こういった制度の課題につきまして、機会を捉えまして、関係機関を通じて農家の方々の声を届けてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 丁寧な答弁ありがとうございます。

今部長言われたように、一定のメリットもあるんだよという、それから、畜産懇談会でもいろいろ私も話を聞きました。今までですと、村長も言っているけれども、大玉村が一番応援しているんだと言っているし、あと畜産農家自身も、それはいただいていると、応援してもらっているということは十分分かっているんですね。分かっているんですけれども、これ、こういう情勢ではとてもそれでも間に合わないというようなことが、この間の畜産懇談会では、るる資料、私もちょっともらいましたけれども、自分の携わった結果からすると、今までですと、村も大変なんだから今までのぐ

らい何とかやってくれということ、経過してきたと思うんだけど、今回はそれではもう駄目だという状況があるのかなというふうに。そういう意味で引き続き取り組みを強めていただきたい。

それから、前も私ここで言いましたが、水田活用関係の問題ですね。これ、5年間の中で1回も水張りしないところは、くれないよという話はこれ、現場を知らないとか、じゃ、畑地化したら畑地化の一定、それは大丈夫なのかということ、この間、実はソバ祭りにご招待いただきまして、ソバの方からもお話いただきましたが、とてもその、ソバだけではとてもじゃないが参ってしまうという話がありまして、何をやっても結局荒れちまうところにつながるんでないかと非常にそういう危惧もありました。そういうその、水田の活用のこの直接支払制度ですか、これが後退しているというのが率直に言わざるを得ないと思うんですけれども、これは大玉村にとっても死活問題だというふうに思うんですね。これらについての現状あるいは国に対する考え方というようなことについてお尋ねします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

水田活用の直接支払交付金の見直しにつきましては、牧草地等を多く抱えます本村農業にも大きな影響をもたらすものであるというふうに考えておりまして、本年4月には現行制度内容の継続を国に求めまして、畜産団体連絡協議会の生産者も同席いただきながら、農林水産省の担当いたします企画課長とも意見交換を行いまして、これらの影響に関する現場の窮状あるいは制度継続について訴えたところでございます。

水田農業を基幹といたします村といたしましては、本制度が本当に農家の現状に即して農業を守る制度となるように、今まで同様引き続き町村会あるいは関係団体を通じまして国及び県に要望を続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 引き続きよろしくお願ひします。

それから（4）としての、この消費税10%におけるいわゆる今度、インボイス、適格請求書制度、これも6月でしたか、に質問、9月かな、しましたが、いよいよもう制度の締切りという状況になるわけですが、まだまだこの理解が深まるどころか、大変難しいなど、もっと時間が欲しいというような声がこの制度についての、これも先ほど来言われました、やっぱり政府与党側からももうちょっとこれ、廃止とは言った手前言えないけれども、延期したほうがいいんでないかという声が出ました。

なかなか難しいし、弱小、零細業者にとっても大変な問題でありますし、福島県でも県議会で、あるいはまたお隣の二本松市をはじめ5市議会、それから8つの町村からも廃止または延期、これをやってほしいと。9月末現在の数字であります、そういう請願も国に対して行われてきたところでありまして、やはり、この自営業者、あるいはそうした、この前、村長とのちょっとやり取りの中で、税制の公平性からして

ある程度やむを得ないんでないのかというのが村長の、たしか見解だったかなと思うんですけども、なるほどなと思ったけれども、後からつらつら考えてみると、それちょっと違うのではないかというような、やっぱりもっと、俺も正直なところ分からない部分いっぱいあるんですけども、やっぱり分かるようにするには時間が欲しいなということもあるので、今のこの村内においても様々な業者なり取引においてのそういうインボイスの関係が生じてきていると思うのね。そこら辺の関係を若干触れながら、どういうふうな考えをしているか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えをいたします。

前の答弁でしたか、税の公平性の考え方からすればやはり消費税としていただいたものを国に納めるのは公平性の面からいえば当然だというふうなことです。その後いろいろ言ったと思います。中小、1,000万円以下の企業にとっては、例えば500万円しかないような人が、一々書類を準備して書類をつくって、事務的に大変なんです。領収書を準備したりなんかして。こういう体制が取れない、事務員もない、全て自分がやらなきゃならないような零細事業者にとっては、お金を納めるだけではなくてその事務作業とかその取扱いが非常に煩雑で時間を取られて大変だと。本来の事業に充てる時間が取られてしまうというようなことが現実なので、これについてはやはり何らかの見直しをしてほしいということは多分、そういう意味のことはあったと思います。

今、国のほうでは、やはりいろいろ声が上がっているので、1万円以下の取引については領収書を求めないとか、消費税を求めないとか、いろいろ妥協策は今つくっているようです。そのまますばっといくかということ、若干の緩和策は出てくるのかなというふうに期待をしておりますが、それはあくまでも現在の希望的なものとか現在の動きですので、本来のこの考え方については部長のほうから答弁させます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えいたします。

来年10月から施行が予定されておりますインボイス制度につきましては、農業者にも大きく関係する制度でございます。消費税の税率あるいは消費税額を記載した適格請求書の発行が求められるものでありまして、8%、10%の税率が混在いたします農家の取引におきましては影響する部分が大変多いものでございます。これらの制度について検証を行うため、先日、農業委員会と認定農業者連絡協議会の合同研修会を開催いたしまして、税理士からインボイス制度に関する説明をいただいたところでございます。

これらによって一定の理解は得られたというふうに考えてございますけれども、農業をされている皆さん、それぞれが理解を深めるにはまだまだ時間が必要な状況ではないのかなというふうに感じたところでございます。

村といたしましては、本制度の施行につきましては、制度施行の延期も含めまして十分な時間を確保した内容説明の徹底を求めていくということとともに、事業者の皆

様等へ村といたしましても周知を図ってまいりたいというふうに現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれの点について現時点におけるところの状況、それから対応ということについて丁寧に説明いただきました。いずれも、じゃ、言ったからすぐはいということにはならないとは思いますが、しかし言っていないことには進まない。やっぱり我々も含めて、近在の市町村とも連携しながらこれは長くやっていく我々の責務ではないのかなというふうに思いますので、近隣市町村との連携も深めながらその実現に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、今ほど言ったのはほとんどが国の制度だよと、あるいは国のやり方によって大きく変わりますよとお話をしましたが、一方において、やはり最初に言った、村が一番身近なこの住民との接点における関わる役割もまたこれ、大きいこともしっかりでありまして、先ほど村長が言った、来年度に向けての10点だかのこの話も出てきましたが、それぞれがそれぞれにその分野において住民と直接、健康なり暮らしに結びつく、そういう事業の内容であると思います。

先日、来年度に向けての私どもとしての、村長、副村長にもご意見、あるいは要望なども申し上げたところでありますけれども、そういう中で、大玉村が今日まで独自にやってきた施策について、様々なことをやってきて、非常に、又聞きではありますけれども、喜ばれていたという声をたくさん聞きました。機械の共同購入にしても、あるいは今回新たに機械のこの、電動機械導入、これは非常に反響があって、金額もさることながら、やっぱりそういうことを村がやっぱりやろうとするその姿勢というのはやっぱり大事だというふうに思うんですね。そういうことで、ここの通告書に書いておりました幾つかの点について、やはり今後も引き続き充実していただきたい。

今朝ほどあった、新規就農者に対する支援策については、お話あったので、ほぼ了解しましたのでそれはあえて改めては聞きませんが、そこら辺も含めて、ここに、通告書に記載した中身について、改めて引き続き村の制度あるいは村民に寄り添うところの施策、持続を求めたいと思いますので、回答を求めます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

村独自の支援策という形で実施しております農業機械の共同利用の導入の補助金でありますとか、直売所出荷を前提としたビニールハウス設置の補助、あるいは鳥獣害対策の電気柵設置、さらには先ほど議員ご指摘の電動機械の購入補助等々ございますけれども、それ以外にも様々な支援策講じておりますが、これらを通じて農業経営の持続あるいは発展というふうな形を目指しているところでございます。これにつきましては、他の市町村と比しても決して劣ることのない施策ではないのかなというふうに感じているところでございます。

今後につきましてはの考え方ですが、先月、商工会運営懇談会、あるいは畜産懇談会、

そういった場を通じて、村内の中小企業あるいは小売店、畜産農家の皆さん、こういった方々の厳しい経営状況について直接お話を伺ってございます。村といたしましては、引き続き様々な機会を捉えまして現在の状況の把握に努めまして、これらに必要な支援策等を検討、実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれ丁寧な答弁をいただきました。ぜひその実現のために引き続き努力をいただくことをお願い申し上げまして質問を終わります。

○議長（菊地利勝） 以上で、10番、須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

ここで議長からお諮りいたします。

議事の進行上、本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思いますが、これにご意義ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認め、会議時間を延長することにいたします。

ここで休憩のため、暫時休議いたします。再開は午後3時55分といたします。

（午後3時41分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後3時55分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 6番、佐原佐百合君より通告がありました「学びを止めない新しい時代の生涯学習を」ほか2件の質問を許します。

○6番（佐原佐百合） 6番、佐原佐百合です。議長の許可を得ましたので、さきに通告してあります2件についてこれより一般質問を行います。

本日最後の質問で眠いところもあるでしょうが、最後までお付き合いください。

まず初めに、以前にも質問させていただきましたが、学びを止めない新しい時代の生涯学習について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で触れ合いながら学ぶ生涯学習の活動には大きな制限が求められ、3年がたった今でも社会教育事業や各種団体の活動が中止、延期となっている事業があります。そんな中、学びを止めないという考えの下、安全・安心な対策を考えながら事業を進めているところもあります。

本村でもコロナ禍でも活動できる新しい方法などを考え、実施できるのではないかと思います。

まず初めに、今年度の芸能発表も中止になりました。各団体のサークル活動での練習の成果を披露する発表会は、各メンバーにとって生きがいになっていると思います。ほかの地域では実施している自治体もあります。コロナ禍でも中止することなく実施できる方法はないか伺います。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

今年度におきましても、芸能発表につきましては村内での感染が拡大していたこと、あと、屋内での開催であること、また出演者にはご高齢の方もおりまして、感染した場合の重症化リスクなどもあることから、不特定多数の方が集まるイベントにおいてはやはり慎重にならざるを得ないということで、やむなく中止という判断をさせていただきました。

なお、今回芸能発表中止したことによりまして、練習を再開したにもかかわらず発表の機会がなくなってしまうまいした文団連の団体におきましては、無観客ではございますけれども、改善センター、あと、練習場所において成果を披露している様子を動画撮影させていただきまして、後ほど村ホームページにアップするというので、多くの方に各団体の成果を見ていただく機会をつくる取り組みを行うこととしておりまして、現在その成果披露の撮影を行っているところでございます。

こうした実施方法なども考えながら、今度につきましても参加される方々の安全を最優先に考えながら、感染対策を徹底した上で事業の内容、参集範囲や感染状況なども十分考慮した上でオンラインによる開催、また他市町村などで開催しております実施方法なども参考にしながら、できる限り実施するという方向でその方法について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ご高齢の方が多いということで、重症化リスクを考慮しながら現在動画撮影でホームページへのアップを行うということを伺いました。私の知っている団体も、現在やっているところはやはりご高齢の方が多いところです。前回、明治大学のマンダリンのときにも隣に誰がいるか、誰が座ったかとか、安全対策を取りながらやったと思います。その施設でも全部の講座、人数を減らして、名前を明記してもらって、誰が参加したかというのを把握しながらこの3年間やり続けて、感染者がその施設で出たということはない状況もあります。なので、先ほど課長も言いましたが、安全を優先して、対策を徹底しながら、休むことなくやっていただければと思います。

それから、動画撮影ということで、多分ユーチューブになると思うんですけども、ユーチューブを見られない方々に、じゃ、どう対応するのかというところで、前回ご高齢の方々集まったときにちょっと確認をしました。見られる環境がないと。やはりご家族の方は多分、うちのじいちゃん、ばあちゃん頑張っているなとか、お父さん頑張っているなで済むかもしれないんですけども、やはりその発表しての、みんなで見るということもやはり楽しみの一つであるということでした。なので、各ふれあいセンターにWi-Fi入っていますけれども、目的は生涯学習のためではないかと思いますが、そういった施設を利用しながら誰でもが感染対策をしながら見られるような環境もつくってはどうかと思うんですが、この点についてお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 6番議員さんに再度お答えいたします。

事業の実施する規模等にもよるかとは思いますが、ただ、その中でもやはり感染対策を徹底した上で3密、あと換気の徹底、あとは来場された方、感染のリスクもごございますので、やはりお名前、連絡先等をご記入していただくなどのその後の対策も取りながら、今後いろいろと検討して、なるべく実施できるような形でもっていききたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 先ほどの再質問の中で、Wi-Fiを使ってふれあいセンターとかでオンラインの、対面というか、ほかでもみんなで見られるというところについてはどうお考えでしょうか。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 再度お答えいたします。

オンラインにつきましては、うちの部署ではないんですけれども、産業課のほうでコロナ対策の費用でオンラインのシステム等を購入しております。そちらのほうお借りするなどして別施設で見るというものが可能であればそういったことも検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 議会でも村民の声を聴く会を不慣れながらも新しい試みをしました、チャレンジしました。ぜひ教育委員会のほうでもチャレンジをしていただきたいと思っております。

次に、今年度、自ら計画・行動し、自主学習の機会を提供しているふれあいセミナーのグループの登録数が減ったと思うのですが、その理由が分かればお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

ふれあいセミナーの団体につきましては、令和3年度におきましては9団体ございましたが、今年度におきましては6団体となりまして、3団体の減となっております。登録数が減少した理由につきましては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響により感染への不安を払拭できない状況にあること、あとまた、コロナ禍により思うような活動ができなくなってしまったため、会員の方々の気持ちも薄れてしまって活動をやめてしまうということが原因ではないかというふうに推察してございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） コロナのせいであって、あと気持ちも薄れていく、やはり一度学びを止めてしまうとなかなか気分が上がっていかないというものもあると思っております。そこで教育委員会として、オンラインでもできる講座の紹介であったりとか、学びを、

グループをやめてしまわないための何か提案だったりとか、そういう努力はされたのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 再度お答えいたします。

生涯学習課のほうからその団体、サークル等に対して何らかの、何というんですか、問いかけとかは行ってはおりませんでしたので、今後、そういった部分も考慮しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ぜひ、せっかく自分たちでやろうとしている団体ですので、そのフォローもお願いしたいと思います。長いことこのふれあいセミナーというグループ登録の制度があると思うんですけれども、生涯学習課として今後このふれあいセミナーをどういうふうに持っていこう、どういうふうにしていこうという考えがあるのかお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 再度お答えいたします。

ふれあいセミナーにつきましては、自主学習のグループでありますけれども、こちらとしましても、いろいろな情報等提供いたしまして、あと、そのセミナーの内容等もこういったものできますよというふうなことで、情報提供するなり、協力をしていきたいというふうに考えてございます。その中であとセミナーの方々と話し合っていて、どういった学習に取り組むかということを決めていただければというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ありがとうございます。

次に、村民のニーズを基に様々な趣味、嗜好の幅を広げるために開催していたライフ探検隊の講座をもっと増やして生涯学習の推進が進められないかお伺いします。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 6番議員さんにお答えいたします。

ライフ探検隊につきましても、現在、コロナの感染状況の影響によって講座の実施を見合わせているところではございましたけれども、今後につきましても、オンラインの開催、または安全に開催できるような実施方法なども検討していきまして、また、村民の方からのご意見やご要望も踏まえ、新たな講座のメニュー考案、検討も行っていきたいと考えております。より長く続けられるような趣味的な講座になればというふうに考えてございますので、村民の方々のご意見等を拝聴しながら、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 大玉村、生涯学習の講座、ほかから比べるとちょっと少ないのかという気がします。

先ほどのふれあいセミナーですが、このライフ探検隊がきっかけとなりグループになったという方々もいらっしゃいます。すみ分けとして、このライフ探検隊はきっかけづくりの講座として、グループではなく村内全ての方を対象にされて、そこで自主的に自分たちも何か学びたいという気持ちになったら、ふれあいセミナーのほうに移動していただいて、ふれあいセミナーも自主的というお話もありましたけれども、今後、私の考えですけれども、新しい形としてグループの中でやるのもよし、あとは村内の人を集めてやるのもよいのではないかなと思うので、多分もう長く、この2つの事業、ありますので、やはり時代も少し変わっていますので、中身を検討されてはどうかと思いますが、こういった流れについてどうお考えでしょうか。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 再度お答えいたします。

ライフ探検隊につきましては、生きがい探しセミナーということで行っている公民館事業の一つでございます。6番議員さんおっしゃるとおり、こちらのライフ探検隊からセミナーになったり、あとサークルもできたりしておりますので、今の実情も見ながら、新しい分野等も取り入れながら今後引き続き再開に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 生涯学習の中核となる社会教育のさらなる広がりや充実を図り、学びを止めないことが大切だと考えています。村民の皆さんが活動に参加することで笑顔になり、人とのつながりが元気な地域をつくり、より良い大玉になると思っております。いつまでコロナの影響が続くか分かりませんが、学びを止めない新しい生涯学習に向けて前向きに捉え、試行錯誤しながら進めていくべきではないでしょうか。今後に期待いたします。

次の質問に入ります。

行政のデジタル化に向けた取り組みについて伺います。

令和4年版情報通信白書では、国内の88.6%の世帯でスマートフォンを保有していることが公表されており、スマートフォンが生活の一部となっていることが分かります。今後オンラインで完結できる行政サービスが増え、マイナンバーカード機能が搭載されたスマートフォンが普及すると、利便性も向上し、スマートフォンが行政サービスの窓口として重要な役割を担うことになるでしょう。

平日が仕事の方などから、直接窓口で支払いや手続きに行くのには手間や時間がかかる、時間を気にすることなく手続きをしたいという声があります。

そこで、本村の行政サービスの窓口として現在、スマートフォンやマイナンバーカード利用の対応について伺います。

まず初めに、申請の手続きや税金の納付など、スマートフォンで対応できる行政サー

ビスの利用状況を伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

現在、本村におきますスマートフォンを利用したオンライン申請による行政手続きにつきましては、児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求手続、このほか児童手当等の現況届など、児童手当事務に関する全8事務が対象となっております。

なお、これらオンライン申請の利用状況につきましては、今現在、申請実績はゼロ件となっております。

そのほかの行政サービスでは、税金や水道料金などの納付がご利用いただけます。この税関係の利用状況に関しましては、これは本年4月から11月の実績になりますが、87人、件数で158件、今現在の納付額につきましては359万3,200円の実績となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 児童手当事務に対する8事務のオンライン申請ですが、これはもう何年も予算もついてやっている事業だと思えますけれども、いまだにゼロ件という、まだまだ不便なものなのかなと感じております。

それから、スマホ決済については、4月から開始しているのですが、もう158件と、かなり需要があったのだなと思いました。スマホ決済、通知を受け取って忘れないうちにその場で納付ができるという利点もあるので、税収の納める新たな取り組みかなと思いますので、どんどんPRをしていってほしいと思います。

次に、マイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアで取得できるコンビニ交付サービスの提供はできないか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 6番議員さんにお答えいたします。

マイナンバーカードの普及に伴いまして、諸証明等のコンビニ交付は住民サービスの向上に寄与するものというふうに認識しておりますが、本村のような財政規模の小さい自治体にあっては運用コストなどの財政面での難しい状況があるために、導入に当たりましては引き続き慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 前回質問したときにも、その運用コストがかかるということで慎重に進めたいという答弁がございました。ちなみにその運用コストというのはどのぐらいかかるんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 6番議員さんにお答えいたします。

コンビニ交付サービスに係る運用コストでございますが、現在、概算でございますが、月50万円かかる予定となっております。そのほか、コンビニ交付の手数料など、1件につき217円の手数料が必要となります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 月50万はすごい額だなとは思いますが、国のほうもその辺補助していただけないのかなと思っております。村内のコンビニに行くと、もう、コピー機のところに行政サービスというボタンがありまして、ああ、何か村でも考えているのかなと思う方もいらっしゃるんじゃないかなんて思います。やはり、平日仕事をしていると、やっぱり休みを取らなきゃいけないとか、そんなこともありますので、いろんな国からの何か支援が受けられないのかとか考えながらできるような方法を探して行ってほしいと思います。本宮市や二本松市はできております。近隣市町村はできております。

先日の福井トシ子さんの講演でも、DX進んでいますかという質問に、私はうーんと、進んでいない気がするとは思ったんですが、移住定住の決め手にもなる、結局便利のところから来るのに、やはりそういうところも見られるよみたいな話を聞きました。そんなこともあるので、ぜひ、ちょっと高額なので、私もすぐには言えませんが、前向きに少し考えていただければと思います。

この2つ、マイナンバーカードは無理だとしても、このスマートフォンの決済なんですけれども、村民の皆さんに、児童手当事務の8事務とかスマホ決済、その普及を図るためには行政サービス向上を目指すために広報活動も欠かせないと思います。現在、この2つの申請方法とか納付方法をどのように周知しているのかお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

まず、オンライン申請によります行政手続の周知に関しましては、該当者の方々に手続書類を郵送する際に、オンライン申請の申請手順等を明記しましたチラシを該当者の方全員に送付をさせていただいております。また、税金や水道料金等の納付方法に関しましては、スマートフォン決済や各種納付方法を記載しました内容を村のホームページのほうに掲載しております。さらに担当課の窓口へのチラシの設置、さらに税関係に関しましては、納入通知書等の裏面のほうにこういったスマートフォン決済ができますよという内容を掲載しまして、周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ホームページに載っているのも私も確認いたしました。以前から言われていますが、そのページに行くまでに、ホームページはすごく何個も行くので、分かりにくいという村民からの声もあります。

それから、納入通知書の裏にスマホ決済ができるというのが、多分まだ間に合っ

いない納付書もあったかと思われま。実際私に届いたのは印刷されていなくて、できないんだなと思って諦めて、たまたまバーコードをかざしたらできてしまって、そういうこともありますので、もう少し分かりやすい告知をしていただければと思います。

村民の皆さんに行政サービスの選択肢を増やしてあげることが大切なことだと思います。そのための一つの手段として、前回も質問したんですけれども、公式LINEを開設し、情報を発信してはどうかと思います。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

現在、村の情報発信におきましては、まずは広報紙、さらに区長さんをお願いする配布文書、そして行政防災無線ですか、それとホームページ、フェイスブック、ツイッター、こういったもので行っております。

ご質問のLINEにつきましては、SNSの中でもかなり利用者が多く、無料で始められまして、画像や動画を簡単に配信できるというふうなツールでございます。一方で、登録した方にしか配信ができない、また、不要な情報も一方的に配信されてしまいますことから、メッセージ受信の煩わしさによりましてブロック率が高いというふうに一般的には言われているようでございます。

これらを解決する方法としまして、必要な情報を必要とする方に限定して提供できるセグメント配信というものがございまして、このセグメント配信が可能な仕組みを構築しますには、初期導入費用やその後のランニングコストもかなりかかるということが言われておりますので、既存の情報発信の仕方の工夫と併せまして、費用対効果を検証しながら導入の有無についていましばらく検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） せっかくのサービスも情報が入らず利用できないのはすごくもったいないと思います。確かに要らない情報も入ってくるかもしれませんが、村外で仕事をしている人は、やはり情報の収集源という、そういうふうに一方向的にでも入ってくるものしかないという、そんな話もあります。

LINEは幅広い方も利用していらっしゃるし、あと、先ほど防災無線とか配布文書でお知らせしているとありましたが、他の自治体では公式LINE、無料の公式LINEで電子回覧板として情報を上げてきます。本村でもせっかく配布、チラシということでホームページに上げているんですが、ほかの自治体、よく見ると、電子回覧板と言いつつも、ホームページに飛ばすだけなんですね。なので、意外と無料で使いにくいのかなと思います。他の自治体を見てみると、最新情報であったり、本当にホームページとリンクする形での運用というところもあります。それを知人何人かにちょっと確認をしたところによると、やはり入ってきたほうが見やすい、自分から調べに行くよりは、入ってきてくれたほうが良いという話もあります。そして、

イベント、結構ふれあい広場であるんですけども、その情報も入りにくい、知らないという人も多いので、もう本当に、LINE上に上げるだけ、写真で上げるだけでもいいので、見る人は見るので、無料でも全然十分運用はできると思います。

今SNSの発信の方法も変わっていて、以前フェイスブックとか利用する人も多かったんですが、今は減ってきているので、SNSも何にどれを発信するかというのもきちっと考えながらやれば、無料であっても公式LINEを利用するのは有効ではないかと考えますので、再度検討していただけないかと思います。

次に、マイナンバーカードをつくっても、利用の方法が、仕方が分からない、役場の窓口では教えてくれないという不満の声も聞かれます。窓口ではほかの業務もあるので対応はできないと思います。そこで、高齢者向けのスマートフォン教室でスマホの使い方やオンライン申請の申請方法など、子育てのものしかないんですが、マイナンバーカードでできること、今ポイントだと思うんですけども、そういうスマホの使い方など、オンラインとか対面を組み合わせることで普及してはどうかと思います。

先日、政策推進課のほうでスマートフォンの講習会、10月からやっておりましたが、そこに私もちょっと参加させていただきました。80歳近い皆さんが学ぶ意欲がある、1回では多分無理です。だけれども、何とかやはり時代についていこうとして一生懸命学んでいる姿は私はすばらしいと思いました。需要がある人もいます。全く要らないという人もいますけれども、必要だと思う人もいるので、そういった方を対象に講座を開始してはどうでしょうか。また、改善センターまでは行けないんだよね、役場までは行けないんだよねという人もいますので、そこも含めて、今後、どういふふうに対応していただけるか、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

生涯学習もというふうなお話はございましたけれども、総合的に答弁をさせていただきたいと思います。

今ほど10月開催の教室につきましては、6番議員さんも参加されたというお話を聞きましたので、この辺の説明については省略させていただきますが、今後につきましても、今まで開催をしてきました反省点を踏まえまして、よりよい参加方式ができないかどうかについても含めて、今後の事業運営について検討させていただきながら、有効な手段をもって開催をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） ぜひ今後も継続してやっていただければと思います。

行政のデジタル化に向けた取り組みは新型コロナウイルス感染防止のために対面を減らしたり、現金を直接使わなかったりなど、リスクを避けるために一気に進みました。そして時間や場所に制約されず、いつでもどこでも申請手続や納付を行える体制は様々な事情から役場を訪れにくい方には便利なものになりました。住みやすい村と思われるための一つとして行政サービスの利便性の向上には必要なことだと思いま

す。便利な地域から移住を考えている方にとっても選択の一つになると思いますので、さらなるサービスの検討をお願いして最後の質問に入ります。

大玉の食の恵みを利用した食育の推進についてお伺いします。

食べ物に対する知識を深めることは心と体を健康に保つ第一歩であり、大人になってから食生活や生活習慣を変えるのは難しく、幼児期に食育で正しい食生活や生活習慣を身につける必要があります。食育基本法が制定されてから幼稚園では様々な食育が進められてきました。さきの総務文教常任委員会の所管事務調査で、本村の幼稚園でも食を営む力の基礎を培い心も体も健康な子の育成のために食育に工夫を凝らしていることが分かりました。子どもたちは一緒に食べる友達の様子を見て、自分の苦手な食べ物にも挑戦してみようという気持ちが育つと言われています。

11月に視察研修に入った山形県飯豊町の幼稚園の先生からも、給食やおやつでの子どもたちの様子を聞くことができました。みんなと一緒に食べることで好き嫌いがなくなるとか、食べたことがないものが食べられる。給食が始まった当時、茶わん蒸しを出したら茶わん蒸しってどんな虫と子どもに聞かれて、当たり前のもので食べていない子にとっては初めてのもので、虫という認識なんだと、それが印象的だったというお話もありました。

おやつについては週に数回地域のお店で作ってもらっているという話を聞きました。本村でも、給食はまだ今難しいのかなとは思いますが、さらに食育を推進するために、飯豊町のように月に数回、地元の食材を使ったおやつや汁物などの副食、年中行事食など、地元のお店や地域の団体の方々に作っていただき提供することは考えられないか、お伺いします。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 6番議員さんにお答えいたします。

ご質問のとおり、幼児期に正しい食生活や生活習慣を身につけることは重要であると考えております。幼稚園におきましては、毎年、県の食に関する指針に基づきまして食育計画を策定して、子どもたちの食育指導に当たっております。その一環として、サツマイモを育て、自ら収穫し、その喜びを感じながらみんなで調理して食べる取り組みや、保護者や地域の方の協力を得まして同じように畑で収穫したジャガイモを使ってのカレーパーティーなど、自ら育て、収穫し、作って食べることの楽しさを知り、食への興味や関心を育む取り組みを行っております。

以前にも答弁いたしました。定期的な食の提供を地元のお店や団体に依頼することにつきましては、衛生管理基準の面から困難であると認識しているところではございますが、ご質問にありますような地元の食材を使ったおやつや行事食などの提供、それから現在は新型コロナウイルス感染症の影響で実施が少なくなっておりますが、幼稚園での料理体験など、保護者や地域の方の協力を得ながらしていくことも含めまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 飯豊町で、その衛生管理基準はどうなっているのかは聞いてこれなかったんですけども、例えばそのお店が提供することの許可を取っていたりしても、幼稚園とかではおやつを出すことは無理なんではないでしょうか。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 6番議員さんにお答えいたします。

その許可を取っているというその内容にもよりますが、その辺の実態を調査してみないと、詳細については分からないところもございますが、現時点では知る限りでは難しいというふうに考えております。ただ、そのお店で作れる食品というような形で提供いただくというようなことであれば、例えばおやつとか、そういった行事食ということでの提供は可能だというふうには認識しておりますので、その辺は調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 一遍にやってというのは多分難しいと思います。一つ一つ調査していただいて、本当にそれができるのかできないのかというところを、とことん調査していただいて、子どもたちのためにできることを進めていってほしいと思います。

子どもの頃、食育で身につけたことは、大人になってからも実践し、育み続けていくものだと言われております。そして、食の知識、経験や日本の食文化などを次世代に伝えるという役割もあると思います。食育は子どもから大人まであらゆる世代で重要です。今後村が進める大玉村食育推進計画の中に、食育の特色の一つとして地元の食材を使ったおやつや汁物などの副食、年中行事食など、地元のお店や団体などが協力していることが盛り込まれ、持続可能な事業となることを願い、私の一般質問を終わります。

○議長（菊地利勝） 以上で、6番、佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時30分）